

伊勢原市子ども・若者育成支援指針

～子ども・若者が夢に向かって

自立しながら成長するまち いせはら～



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

平成 27 年 4 月

伊勢原市

目 次

第1章 指針の策定にあたって

- 1 指針策定の経緯 1
- 2 指針の位置付けと性格 2
- 3 指針の対象 3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

- 1 人口の動向 4
- 2 進路等の状況 6
- 3 ニート、ひきこもり、不登校等の状況 10
- 4 伊勢原市子ども・若者実態調査から見る意識実態 14
- 5 調査結果のまとめ 29

第3章 指針の基本的な考え方

- 1 基本理念 33
- 2 基本目標と施策の方向 34
- 3 施策の体系 36

第4章 施策推進の方向

- 基本目標1 全ての子ども・若者の健やかな成長を支援する 37
 - 施策の方向(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成 37
 - 施策の方向(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供 39
 - 施策の方向(3) 子ども・若者の社会参加の推進 41
- 基本目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する 43
 - 施策の方向(4) ニート・ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者や家族への支援 43
 - 施策の方向(5) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校における課題への対応 46
 - 施策の方向(6) 非行・被害防止対策等の推進 48
- 基本目標3 社会全体で支えるための環境を整備する 50
 - 施策の方向(7) 子ども・若者相談支援の関係機関の連携強化 50
 - 施策の方向(8) 社会環境健全化へ向けての取組 52
 - 施策の方向(9) 青少年の成長を支えるコミュニティづくり 53

付属資料

- ・平成25・26年度 伊勢原市青少年育成審議会の経過54
- ・平成25・26年度 伊勢原市青少年育成審議会委員名簿56

1 指針策定の経緯

近年、少子化、核家族化、情報化、経済情勢などの影響を受け、子ども・若者を取り巻く環境は大きく様変わりしています。このような社会環境の変化の中で、家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、子ども・若者の犯罪や非行、不登校、いじめなども深刻な問題となっています。

さらに、雇用形態の急激な変化による非正規労働者の増大、若年無業者（ニート等）数が高い水準であることなどは、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。

こうした中、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法（以下「法」といいます。）」が平成22年4月に施行されました。

また、平成22年7月に定められた「法」の大綱である「子ども・若者ビジョン」においては、人間関係の希薄化などによる家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、困難を有する人々への支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことや、必要な費用は「未来への投資」と位置付けて施策を推進していくことなどが盛り込まれました。

その後、平成22年12月に神奈川県の子ども・若者計画として、「かながわ青少年育成・支援指針」が改められました。

一方、本市においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指し、家庭、地域、行政等、地域全体の総力による子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定めた計画である「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、平成27年度から子どもの健全育成、子育て支援などの取組を総合的に推進していきます。

なお、子ども・若者育成支援推進法では、市町村に子ども・若者計画を作成するよう努めることが求められています。

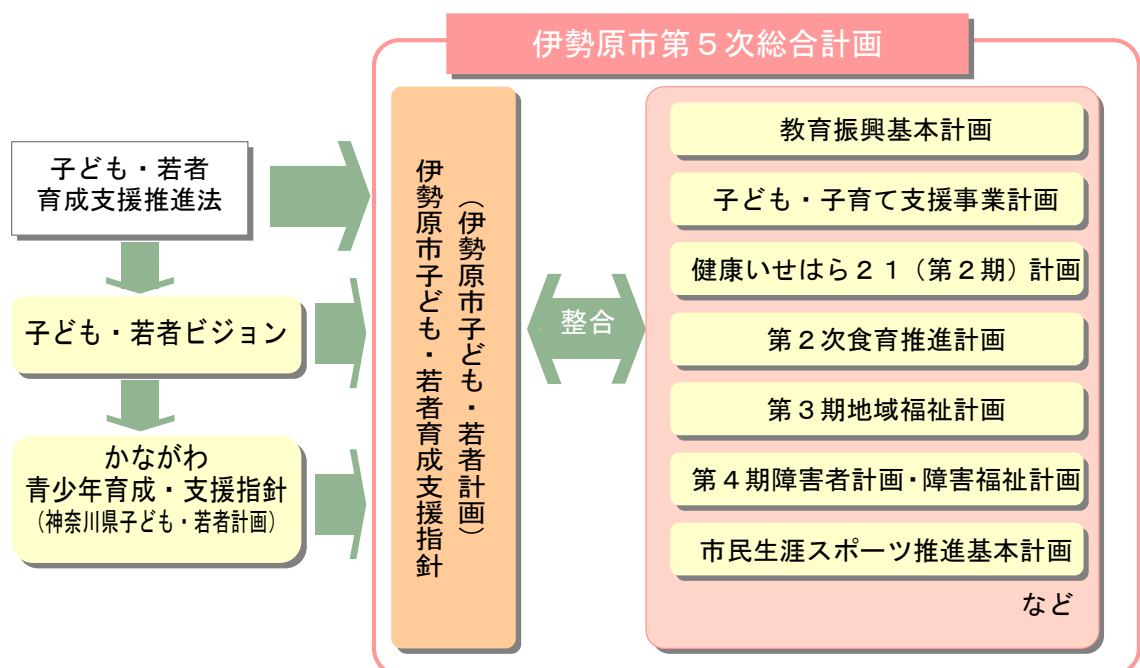
2 指針の位置付けと性格

「伊勢原市子ども・若者育成支援指針」は、本市の子ども・若者計画として、ひきこもりや若年無業者、不登校の子ども・若者をできるだけ早期に支援するために、家庭・地域・学校・行政・NPO法人などがこれまでの既存の枠を超えて連携し、発見、相談から自立に至るまで一貫して支援する仕組みを構築することなどを目的として策定するものです。

この指針は、「法」、「子ども・若者ビジョン」及び「かながわ青少年育成・支援指針」を踏まえて策定します。また、本市の上位計画である「伊勢原市第5次総合計画」や「教育振興基本計画」、「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画との整合性を図りながら、関連施策を総合的に推進するための指針とします。

また、この指針を、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく市町村計画に位置付けます。今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって関連施策を進めるとともに、社会・経済状況の変化や国の動向を勘案しながら適宜、指針の見直しを行います。

【 計画の位置付け 】



子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（市町村子ども・若者計画）を作成するよう努めるものとする。

3 指針の対象

この指針では「法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づき、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用します。各種法令や施策の内容によっては「青少年」の用語を併用します。

この指針の対象年齢は、法の規定に基づき、0歳から30歳未満までとします。
ただし、雇用など特定の施策は40歳未満までとします。

◆指針での用語について

「青少年」：0歳～おおむね30歳

「子ども」：0歳～おおむね18歳

「若者」：12歳～おおむね30歳（ただし、施策によってはおおむね40歳まで）

「子ども・若者育成支援推進法」

平成22年4月1日から施行された法律

教育、福祉、雇用などの関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、ニートやひきこもりなど困難を抱える若者への支援を行うためのネットワークづくりの推進を図ることの2つを主な目的としている。

「子ども・若者ビジョン」

子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定に基づき定められた大綱

「かながわ青少年育成・支援指針」

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づき定められた
神奈川県子ども・若者計画



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

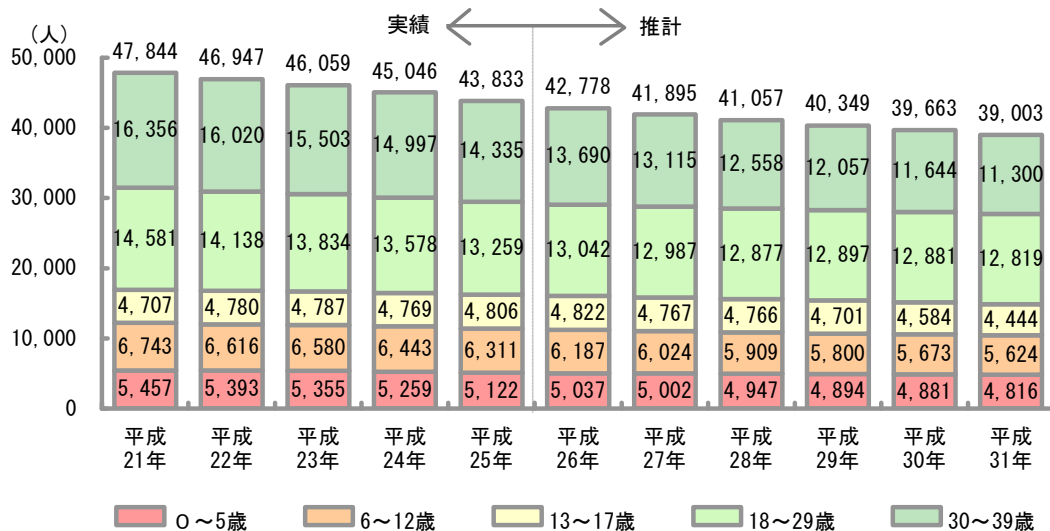
1 人口の動向

(1) 人口推移と推計

本市の子ども・若者の人口推移と推計を見ると、全体人口は平成21年以降年々減少し、平成25年4月1日現在で43,833人となっています。平成26年以降の推計人口は、年々減少していくことが推計されます。

また、子ども・若者の年齢3区分別人口構成の推移を見ると、13～17歳では微増傾向に対し、30～39歳では減少傾向にあります。

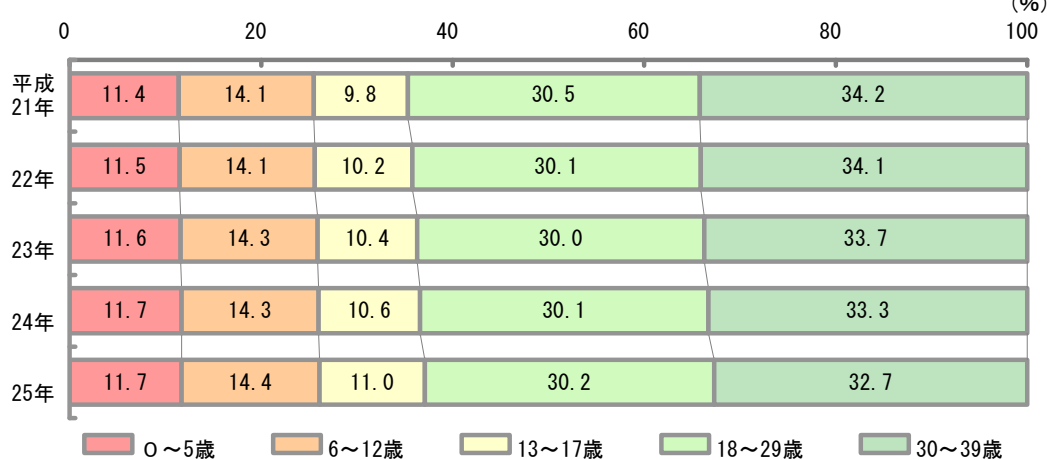
【 子ども・若者の人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計人口は住民基本台帳を基に計算したもの

【 子ども・若者の年齢3区分別人口構成の推移 】

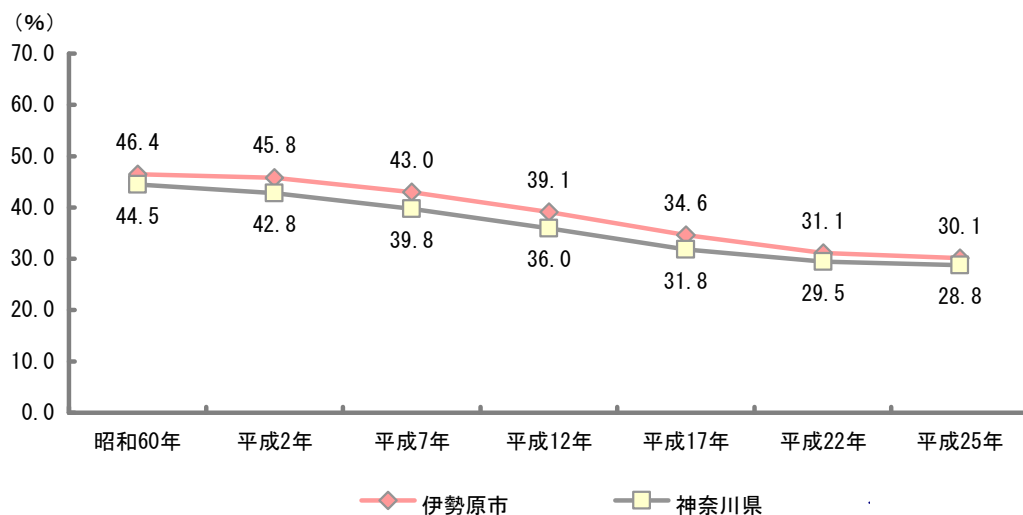


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

伊勢原市の総人口に占める青少年人口(0～29歳)の割合は年々減少しており、平成25年には30.1%となっています。

神奈川県と比較すると、昭和60年以降県をわずかに上回り推移しています。

【 総人口に占める青少年人口(0～29歳)の割合の推移 】



資料：国勢調査(昭和60年～平成25年)

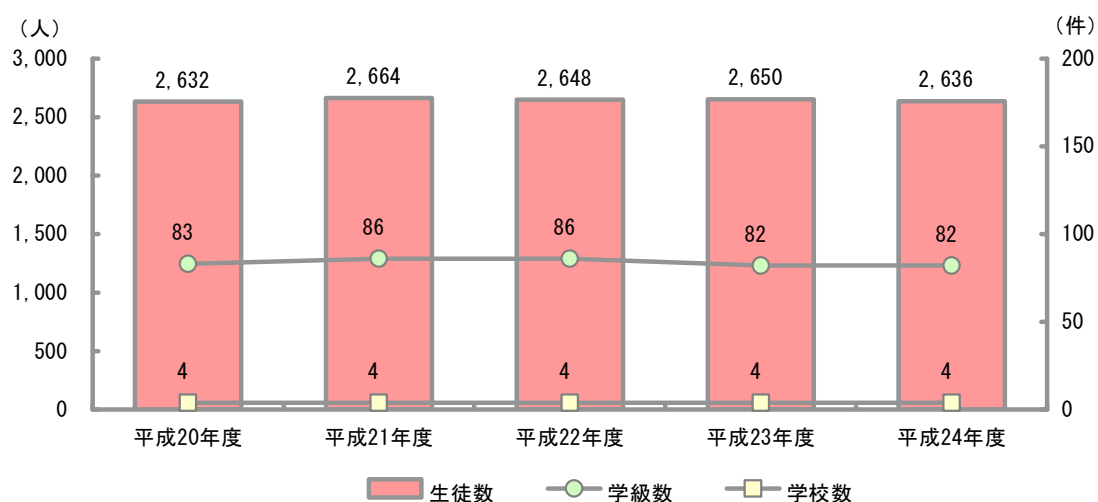
※ 平成25年は神奈川県年齢別人口統計調査結果報告(神奈川県)、住民基本台帳(伊勢原市)いずれも1月1日現在

2 進路等の状況

① 中学校の状況

本市の中学校の生徒数、校数、学級数の推移をみると、生徒数は近年5年間横ばいです。学校数は同じで、学級数もおおむね横ばいです。

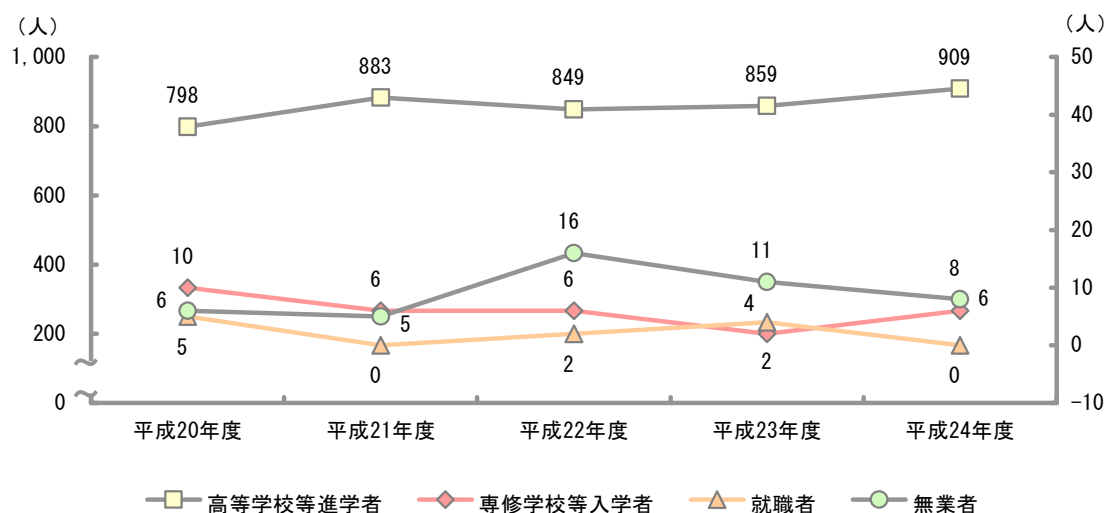
【 中学校の生徒数、校数、学級数の推移 】



資料：経営企画課（学校基本調査）（各年度5月1日現在）

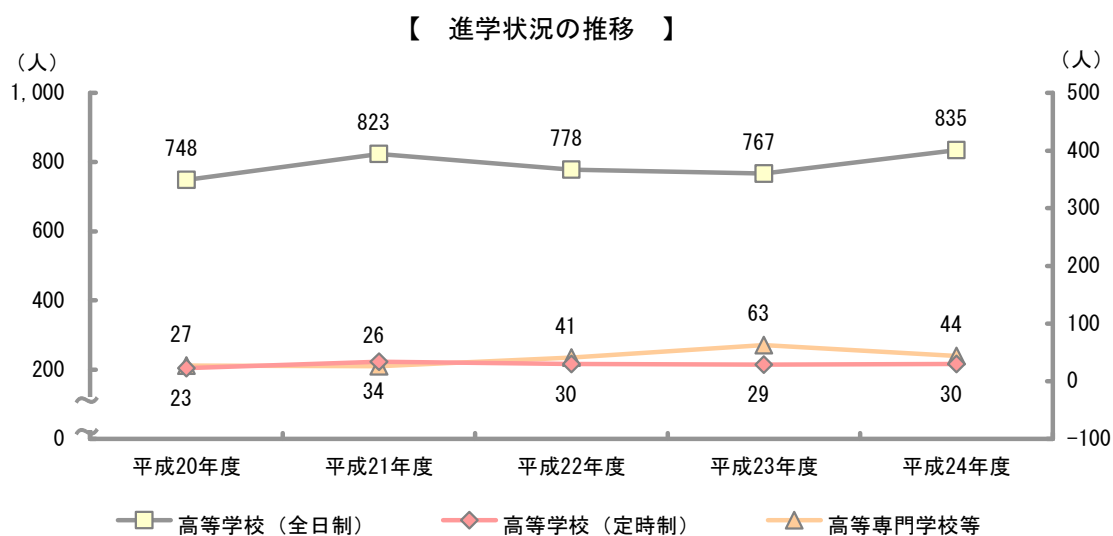
本市の進路別卒業生数の推移を見ると、高等学校等進学者は増加傾向にあります。平成22年度に16人であった無業者が、平成23年以降減少傾向にあります。

【 進路別卒業生数の推移 】



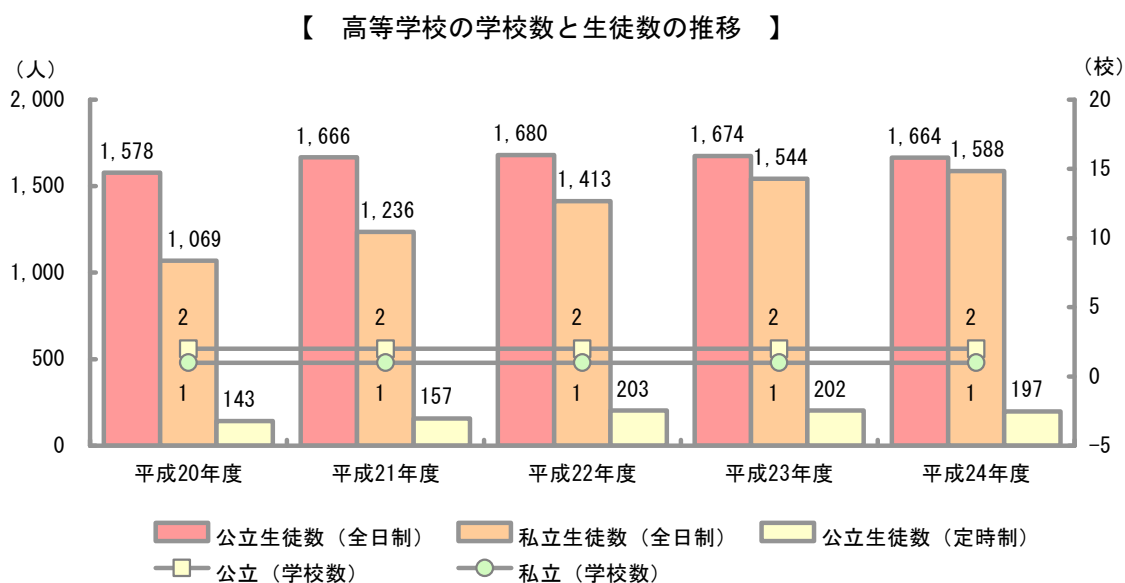
資料：経営企画課（学校基本調査）（各年度5月1日現在）

本市の進学状況の推移を見ると、平成 23 年度まで増加傾向を示していた高等専門学校等の進学数が、平成 24 年度で減少しています。また、高等学校（全日制）の進学者数が平成 24 年で増加して 835 人となっています。



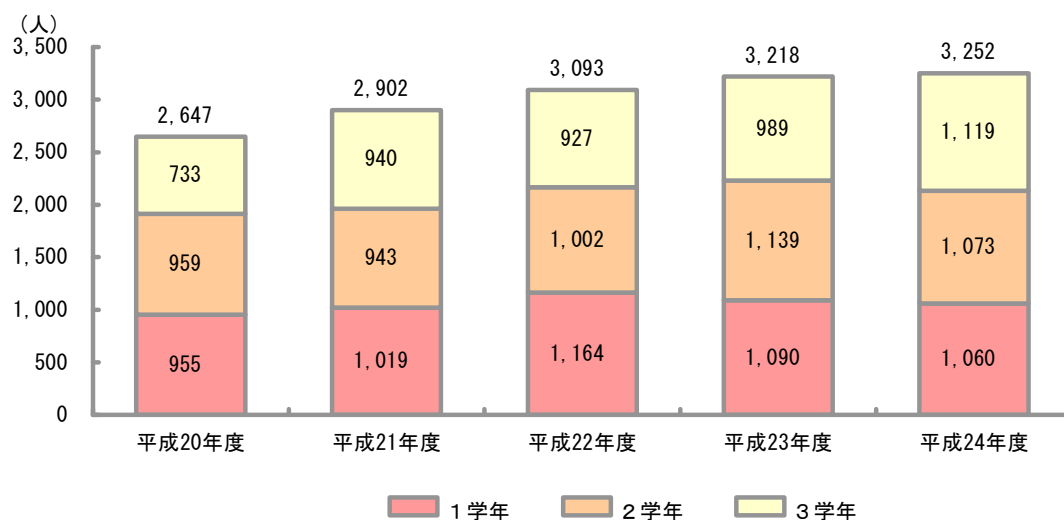
② 高等学校の状況

本市の高等学校の学校数と生徒数の推移を見ると、学校数については近年 5 年間変わりません。公立生徒数（全日制）がおおむね横ばいに対し、私立生徒数（全日制）については増加傾向にあり、近年 5 年間で 500 人以上増加しています。



本市の学年別生徒数（全日制）の推移を見ると、全体数は増加傾向にあります。

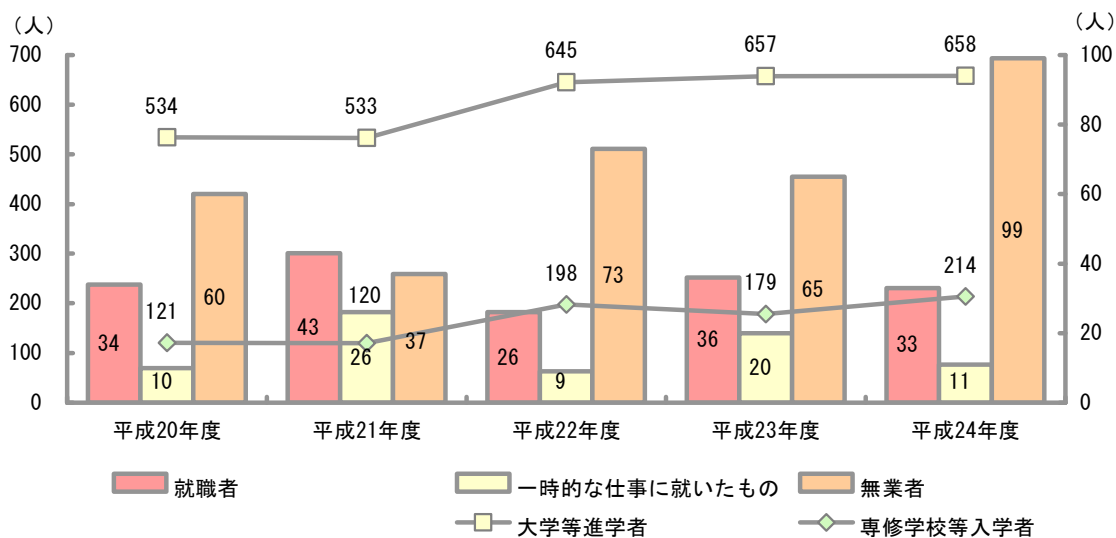
【 学年別生徒数（全日制）の推移 】



資料：経営企画課（学校基本調査）（各年度 5 月 1 日現在）

本市の進路別卒業生数の推移を見ると、大学等進学者、専修学校等入学者数は平成 22 年度に大幅増加後は横ばいです。就職者は平成 23 年以降、横ばいですが、一時的な仕事に就いた者については各年で増減の変動があり、無業者については近年増加の傾向が示されています。

【 進路別卒業生数の推移 】

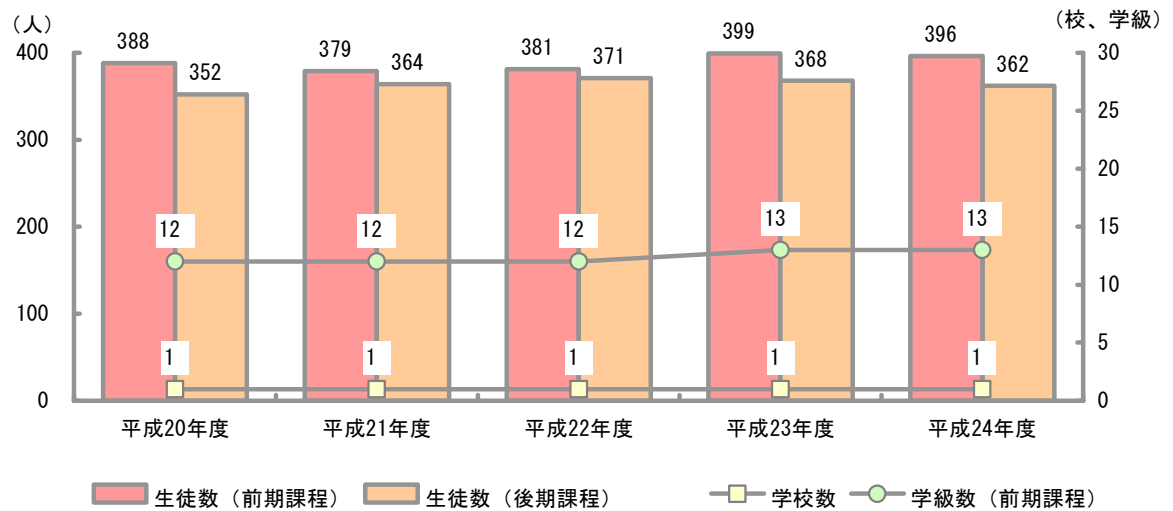


資料：経営企画課（学校基本調査）（各年度 5 月 1 日現在）

③ 中等教育学校の状況

本市の中等教育学校の生徒数の推移を見ると、学校数、学級数については近年同数です。生徒数については、前期課程、後期課程ともおおむね横ばいとなっています。

【 生徒数の推移 】



資料：経営企画課（学校基本調査）（各年度5月1日現在）

3 ニート、ひきこもり、不登校等の状況

① 全国におけるひきこもりの状況

平成 22 年に内閣府による「ひきこもりに関する実態調査」が行われ、全国の 15～39 歳までの子ども・若者の 1.79%、約 69 万 6 千人がひきこもり状態にあると推計されました。ひきこもりは、年齢別では 10 代 15.3%、20 代 38.9%、30 代 45.7% の割合であり、その期間は 6 か月以上 3 年未満が 54.2%、7 年以上という人も 16.9% あるという調査結果をまとめています。

● ひきこもりの若者は、全国で約 70 万人と推計されています

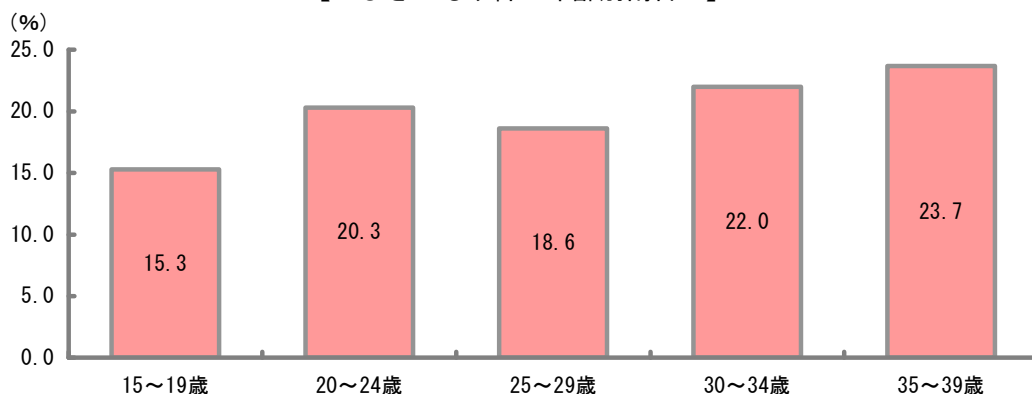
(平成 22 年内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」)

【 ひきこもりの子ども・若者 】

区 分		推計数	有効回収率に占める割合	
広義のひきこもり	狭義のひきこもり	23.6 万人	0.61%	・ 自室からほとんど出ない ・ 自室からは出るが、家からは出ない ・ ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	準ひきこもり	46.0 万人	1.19%	・ ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
	合 計	69.6 万人	1.79%	
ひきこもり親和群		155 万人	3.99%	・ 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる ・ 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある ・ 嫌な出来事があると、外に出たくなる ・ 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

※ 内閣府「ひきこもりに関する実態調査」平成 22 年 2 月調査 15～39 歳 5,000 人対象、有効回収率 65.7%
ただし、※現在の状態になって 6 ヶ月以上の者のみ

【 ひきこもり群の年齢別割合 】



資料：平成 22 年内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書

② 若年無業者数の状況

若年人口の減少にもかかわらず、フリーター、ニートの若者の数は、依然として高い水準にあります。

※ フリーター：15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、次の①～③を合計したもの。

①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者

②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者

※ ニート：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

【 神奈川県、伊勢原市における若年無業者数（推計値） 】

	平成24年住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）						若年無業	ニート数
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	15～39歳計①	者割合②	（人）③
神奈川県	405,413	451,812	537,766	610,745	745,043	2,750,779	1.7%	46,763
伊勢原市	4,800	5,304	5,903	6,740	7,885	30,632	1.7%	521

資料：平成24年3月31日住民基本台帳年齢別人口

<算出方法>

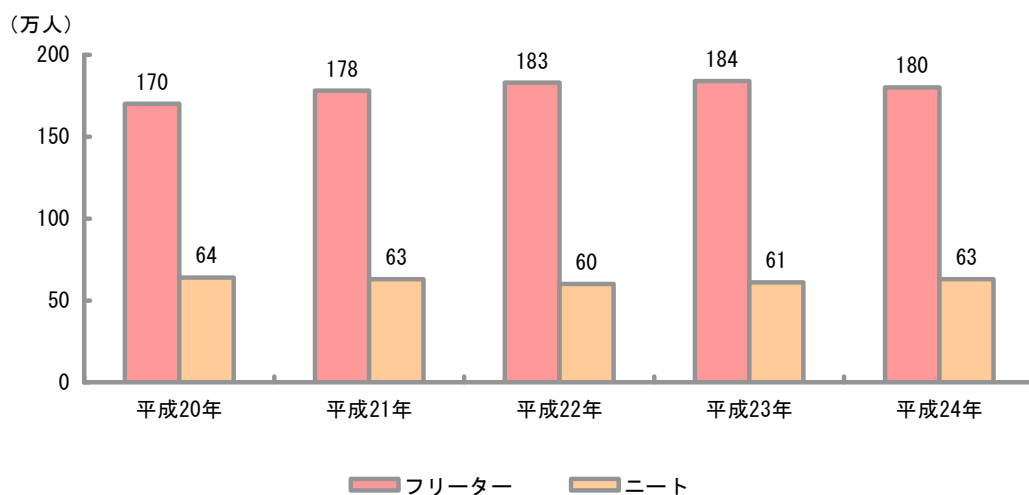
厚生労働省「平成23年度地域若者サポートステーション企画書募集要領」における方法による

$\text{ニート数③} = \text{15歳以上39歳以下の人口①} \times \text{若年無業者割合②}$

①（総務省自治行政局）平成24年3月31日住民基本台帳年齢別人口（市区町村別）

②（総務省雇用失業統計研究会資料）都道府県別若年無業者数及び割合（就業構造基本調査-平成14年、19年）

【 フリーター・ニート数の推移（全国） 】



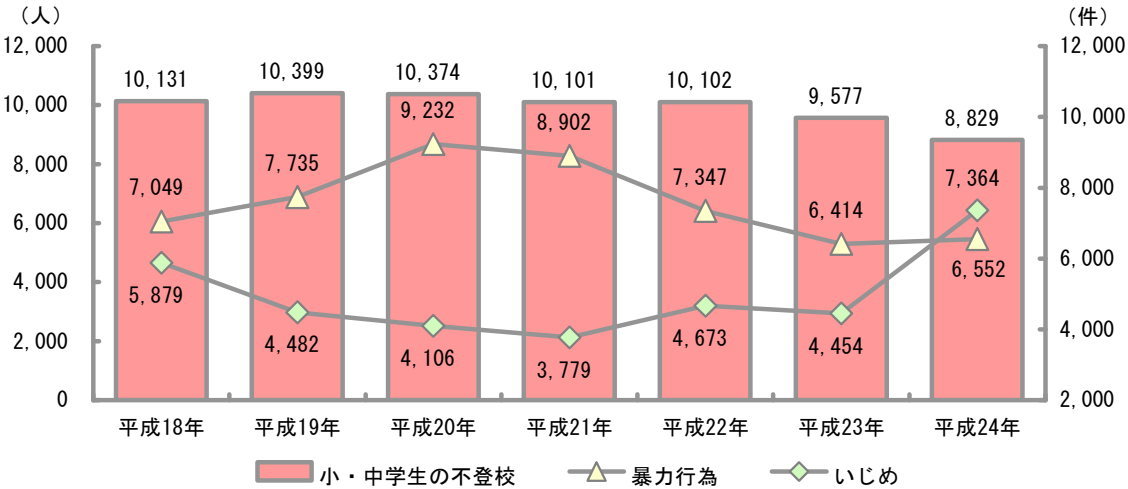
資料：労働力調査（総務省統計局）

③ 神奈川県におけるいじめ・暴力行為・不登校の平成 24 年度の状況

国公立学校で認知されたいじめ件数は、前年度比 2,910 件（65.3%）増の 7,364 件で、全国区で 8 番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、平成 24 年度の発生は、前年度比 138 件（2.2%）増の 6,552 件で、大阪府に次いで 2 番目に多くなっています。国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は 8,829 人で、前年度に比べ 748 人減少し、全国で 3 番目となっています。

資料：「かながわの青少年 2013 神奈川県青少年白書＜平成 25 年版＞」 神奈川県青少年総合対策本部

【 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県） 】



資料：神奈川県 子ども教育支援課資料

【 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県） 】

いじめの認知件数 (国公立小・中・高等・特別支援学校)		暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)		不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)	
1 位	鹿児島県 32,167 件	1 位	大阪府 9,058 件	【小中学校】	
2 位	千葉県 21,028 件	2 位	神奈川県 6,552 件	1 位	東京都 9,259 人
3 位	東京都 12,341 件	3 位	千葉県 3,042 件	2 位	大阪府 9,035 人
		4 位	兵庫県 2,839 件	3 位	神奈川県 8,829 人
8 位	神奈川県 7,364 件	5 位	東京都 2,806 件		
※1,000 人当たりの認知件数は、8.0 件 (全国 28 位)		※1,000 人当たりの発生件数は、7.1 件 (全国 4 位)		※1,000 人当たりの不登校生徒数 12.4 人 (全国 8 位)	
				【高等学校】	
				1 位	大阪府 7,765 人
				2 位	東京都 5,581 人
				3 位	神奈川県 4,860 人
				※1,000 人当たりの不登校生徒数 24.0 人 (全国 4 位)	

資料：平成 24 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

④ 伊勢原市における暴力行為・いじめの状況

伊勢原市の暴力行為・いじめの状況を見ると、神奈川県が全国的にも暴力行為、いじめなどの順位が高いのに対し、伊勢原市の平成 25 年度の状況を見ると、暴力行為件数で小学生が 1 件、中学生が 25 件と件数は少なくなっています。いじめ認知件数についても同様に、小学生で 19 件、中学生で 15 件と神奈川県の認知件数に対して 1 %にも達していない状況です。

【 暴力行為総件数の比較 】

	小学校	中学校
伊勢原市	1 件	25 件
神奈川県	2,518 件	4,420 件
全国	10,896 件	40,246 件

資料：平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の書問題に関する調査」 伊勢原市教育委員会
※ 暴力行為（対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物破損の合計件数）

【 いじめ認知件数の比較 】

	小学校	中学校
伊勢原市	19 件	15 件
神奈川県	3,870 件	2,706 件
全国	118,805 件	55,248 件

資料：平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 伊勢原市教育委員会
※ いじめの定義は、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」としています。なお、おこった場所は学校内外を問いません。

⑤ 伊勢原市における不登校児童生徒数の状況

不登校児童生徒とは、年間 30 日以上欠席がある者で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」、「経済的な理由」による者は除く）と定義しています。

不登校児童生徒数は小学校から中学校に増えていますが、成長過程を経る中で不登校まで発展してしまうケースが見られるなど、様々な要因が考えられます。

【 不登校児童生徒数の比較 】

	小学校	中学校
伊勢原市	22 人	71 人
神奈川県	2,179 人	6,802 人
全国	24,175 人	95,442 人

資料：平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 伊勢原市教育委員会

4 伊勢原市子ども・若者実態調査から見る意識実態

(1) 調査の目的

平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく本市の子ども・若者育成支援指針策定にあたり、子ども・若者の生活環境や進路の希望、仕事に対する意識等を把握し指針策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象

伊勢原市内に在住の中学校 1 年生から 25 歳までの人（無作為抽出 3,000 人）

(3) 調査期間

平成 26 年 2 月 5 日（水）～平成 26 年 2 月 19 日（水）

(4) 調査方法

郵送により対象者に送付、郵送回収にて調査を実施

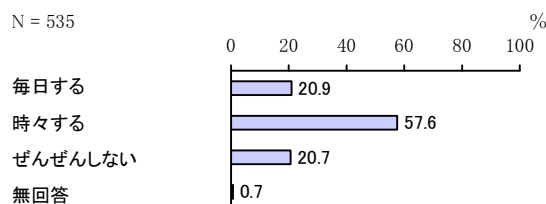
(5) 回収状況

	配 布 数	有効回収数	有効回収率
中高生調査	1,500 通	535 通	35.7%
青年調査 (19～25 歳)	1,500 通	440 通	29.3%

(1) あなたの生活について

① お手伝いをするか（中高生）

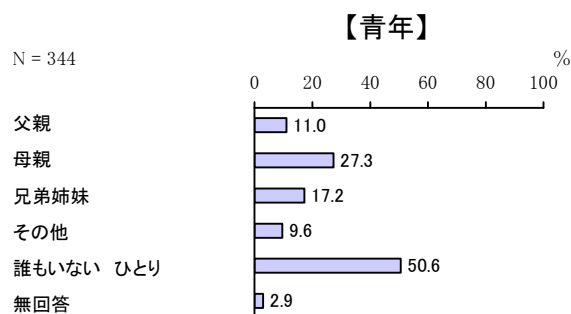
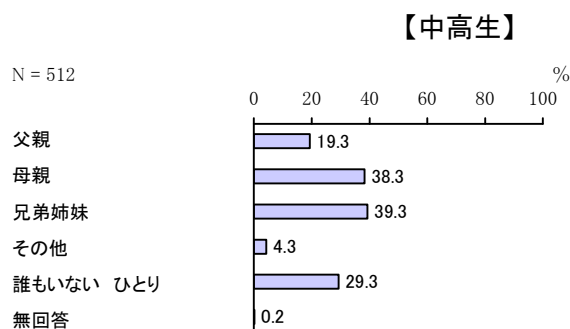
中高生では、「毎日する」と「時々する」をあわせた“お手伝いをする人”の割合が78.5%となっています。



② 朝食は誰と一緒に食べるか

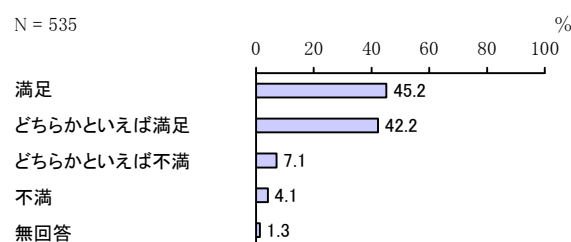
中高生では、「兄弟姉妹」の割合が39.3%と最も高く、次いで「母親」の割合が38.3%、「誰もいない ひとり」の割合が29.3%となっています。

青年では、「誰もいない ひとり」の割合が50.6%と最も高く、次いで「母親」の割合が27.3%、「兄弟姉妹」の割合が17.2%となっています。



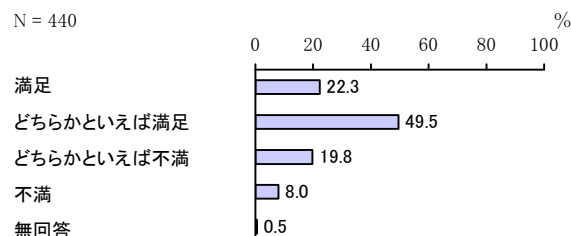
③ 現在の生活の満足度（中高生）

「満足」の割合が45.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば満足」の割合が42.2%となっています。



④ 現在の生活・社会の満足度（青年）

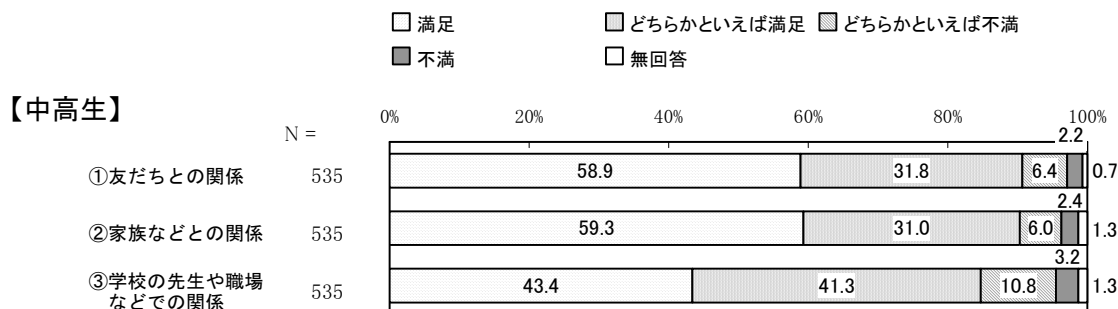
「どちらかといえば満足」の割合が49.5%と最も高く、次いで「満足」の割合が22.3%、「どちらかといえば不満」の割合が19.8%となっています。



⑤ 人間関係の満足度

中高生では、「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた“満足している人”の割合は、全ての項目で80%を超えており、友だちとの関係、家族などとの関係の割合が90%を超えています。

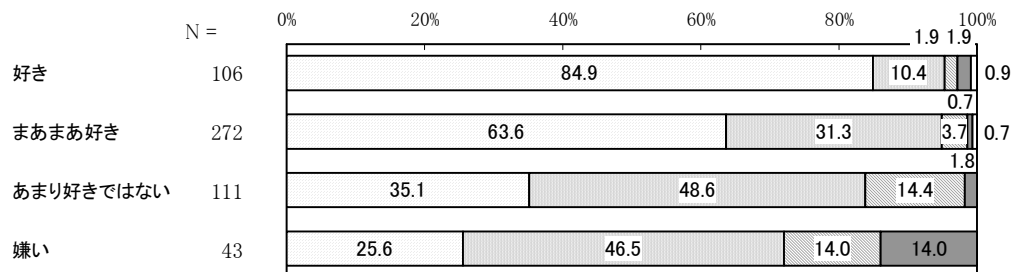
青年では、学校や会社等での関係において、「満足度」が低くなっています。



(1) 友だちとの関係 (中高生)

【自己肯定感別】

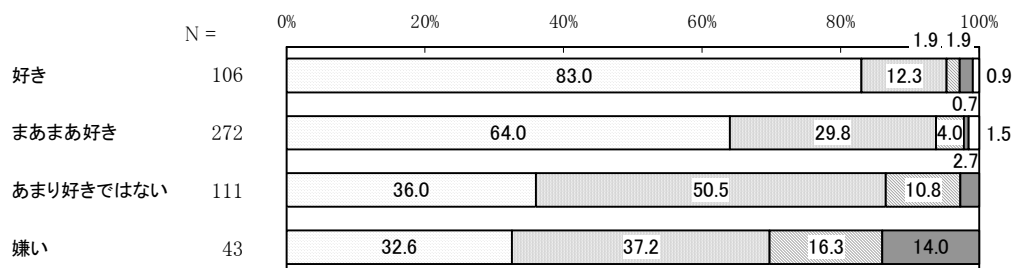
自己肯定感別でみると、自分のことが好きな人(自己肯定感が高い人)ほど、“満足している人”の割合が高くなっています。また、「嫌い」では「不満」の割合が高くなっています。



(2) 家族などとの関係 (中高生)

【自己肯定感別】

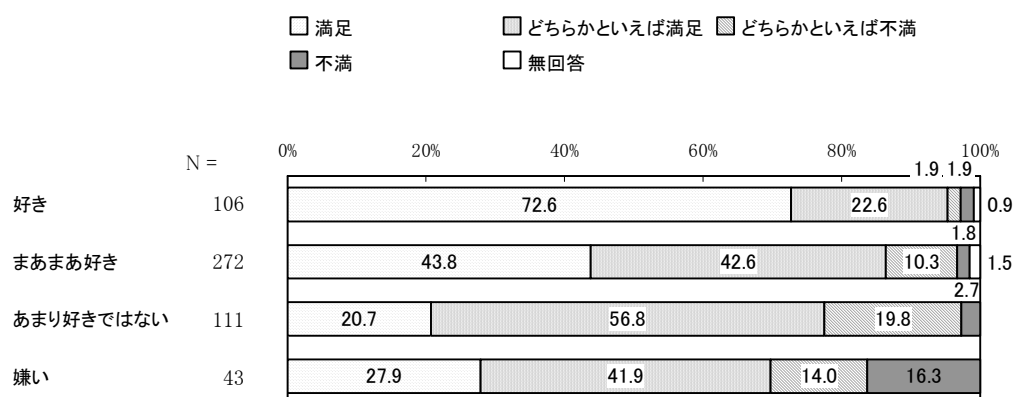
自己肯定感別でみると、自分のことが好きな人(自己肯定感が高い人)ほど、“満足している人”の割合が高くなっています。また、「嫌い」では「不満」の割合が高くなっています。



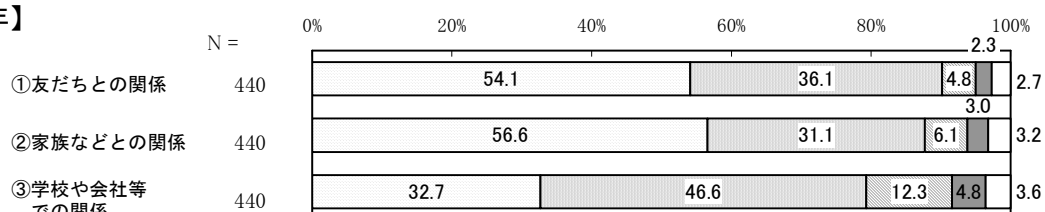
(3) 学校の先生や職場などでの関係（中高生）

【自己肯定感別】

自己肯定感別でみると、自分のことが好きな人（自己肯定感が高い人）ほど、“満足している人”の割合が高くなっています。また、「嫌い」では「不満」の割合が高くなっています。



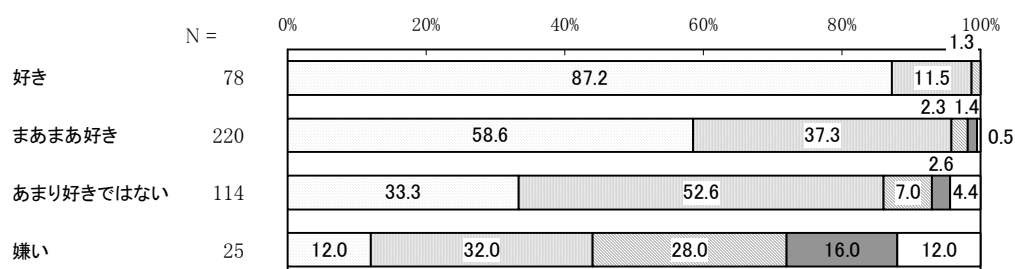
【青年】



(1) 友だちとの関係（青年）

【自己肯定感別】

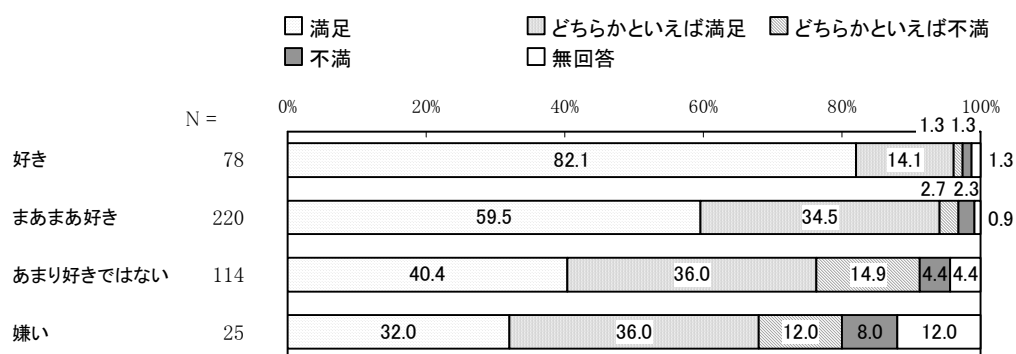
自己肯定感別でみると、自分のことが好きな人（自己肯定感が高い人）ほど、“満足している人”の割合が顕著に高くなっています。



(2) 家族などとの関係（青年）

【自己肯定感別】

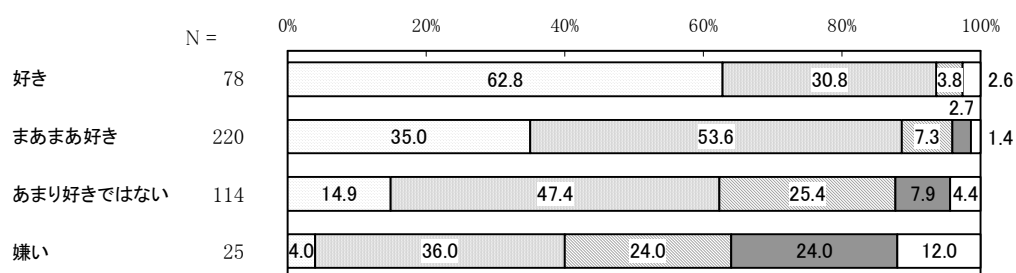
自己肯定感別でみると、自分のことが好きな人（自己肯定感が高い人）ほど、“満足している人”の割合が顕著に高くなっています。



(3) 学校や会社等での関係（青年）

【自己肯定感別】

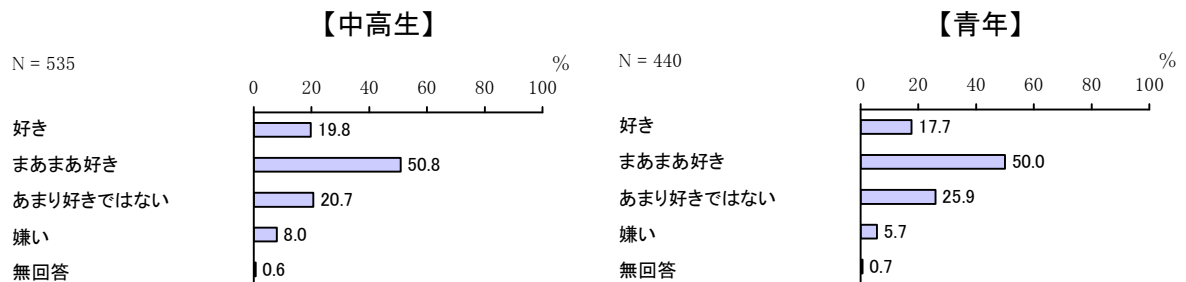
自己肯定感別でみると、自分のことが好きな人（自己肯定感が高い人）ほど、“満足している人”の割合が高くなっています。また、「嫌い」では「不満」の割合が高くなっています。



⑥ 自分のことが好きか

中高生では、「好き」と「まあまあ好き」を合わせた“自分が好きな人（自己肯定感が高い人）”の割合が70.6%となっています。

青年では、「まあまあ好き」の割合が50.0%と最も高く、次いで「あまり好きではない」の割合が25.9%、「好き」の割合が17.7%となっています。

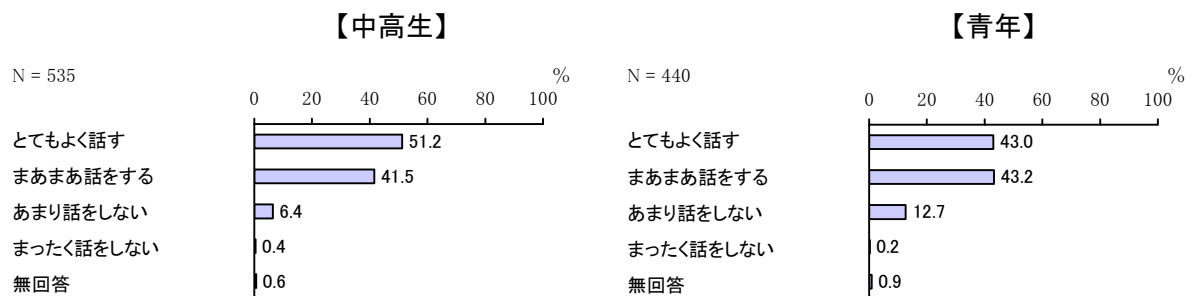


(2) あなたの家族について

① 保護者とよく話をするか

中高生では、「とてもよく話す」と「まあまあ話をする」を合わせた“保護者とよく話をする人”の割合が92.7%となっています。

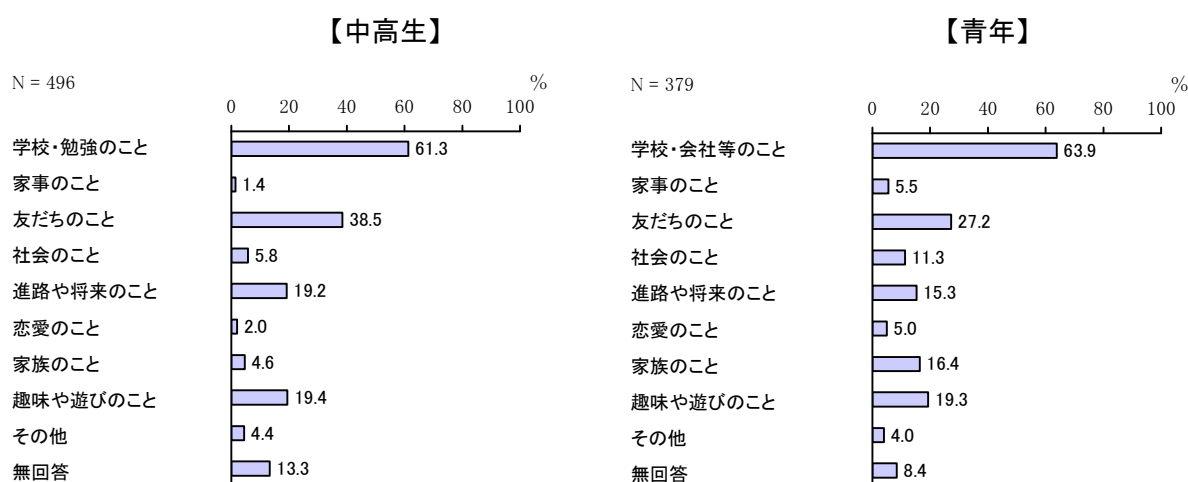
青年では、「とてもよく話す」と「まあまあ話をする」を合わせた“保護者とよく話をする人”の割合が86.2%となっています。



② 保護者とよく話をする内容

中高生では、「学校・勉強のこと」の割合が61.3%と最も高く、次いで「友だちのこと」の割合が38.5%、「趣味や遊びのこと」の割合が19.4%となっています。

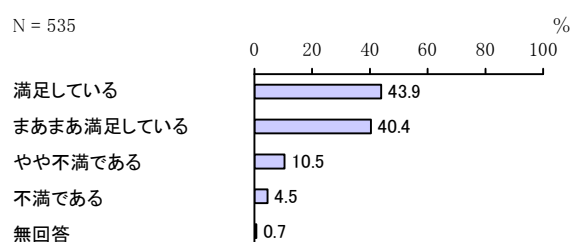
青年では、「学校・会社等のこと」の割合が63.9%と最も高く、次いで「友だちのこと」の割合が27.2%、「趣味や遊びのこと」の割合が19.3%となっています。



(3) 学校生活について

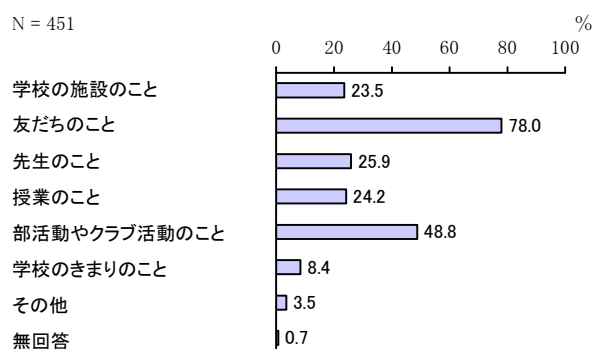
① 今通っている学校への満足度（中高生）

「満足している」と「まあまあ満足している」を合わせた“学校に満足している人”の割合が84.3%となっています。



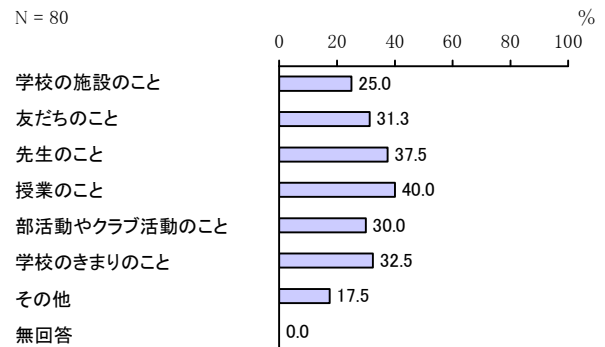
② 今通っている学校に満足している内容（中高生）

「友だちのこと」の割合が78.0%と最も高く、次いで「部活動やクラブ活動のこと」の割合が48.8%、「先生のこと」の割合が25.9%となっています。



③ 今通っている学校に不満に感じている内容（中高生）

「授業のこと」の割合が40.0%と最も高く、次いで「先生のこと」の割合が37.5%、「学校のきまりのこと」の割合が32.5%となっています。

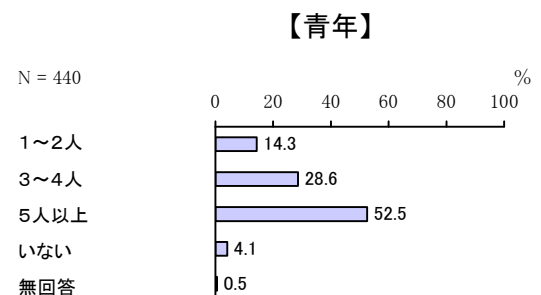
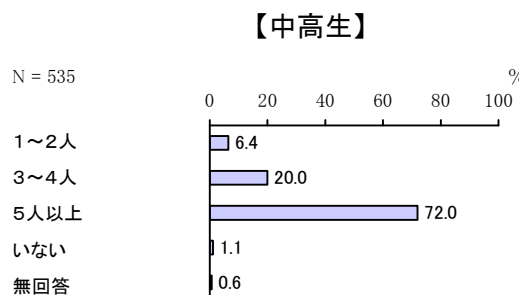


(4) 友だちについて

① 仲の良い友だちはいるか

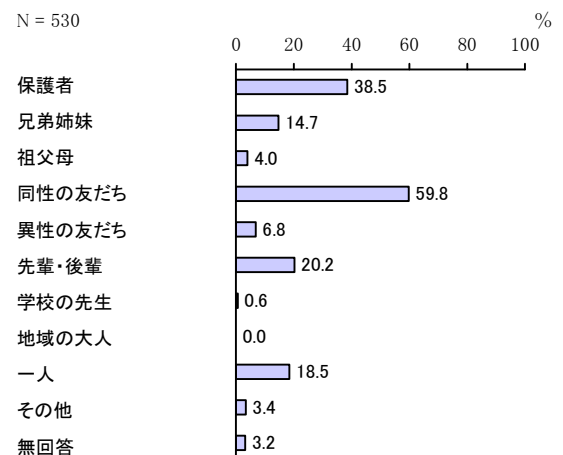
中高生では、「5人以上」の割合が72.0%と最も高く、次いで「3～4人」の割合が20.0%となっています。

青年では、「5人以上」の割合が52.5%と最も高く、次いで「3～4人」の割合が28.6%、「1～2人」の割合が14.3%となっています。



② 放課後、誰と一緒に過ごすか

中高生では、「同性の友だち」の割合が59.8%と最も高く、次いで「保護者」の割合が38.5%、「先輩・後輩」の割合が20.2%となっています。



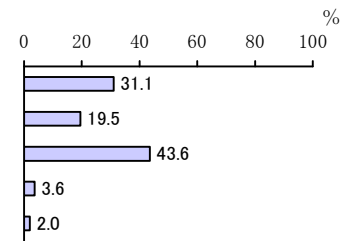
③ 休みの日は、誰と過ごすことが多いか

「友だち、恋人と過ごす」の割合が43.6%と最も高く、次いで「一人で過ごす」の割合が31.1%、「家族と過ごす」の割合が19.5%となっています。

N = 440

一人で過ごす
家族と過ごす
友だち、恋人と過ごす
その他
無回答

【青年】



(5) インターネットについて

① 自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っているか

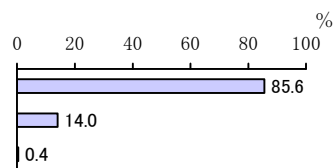
中高生では、「持っている」の割合が85.6%、「持っていない」の割合が14.0%となっています。

青年では、「持っている」の割合が97.7%、「持っていない」の割合が2.3%となっています。

【中高生】

N = 535

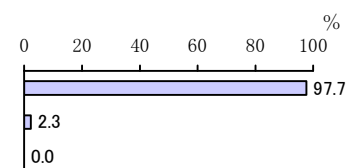
持っている
持っていない
無回答



【青年】

N = 440

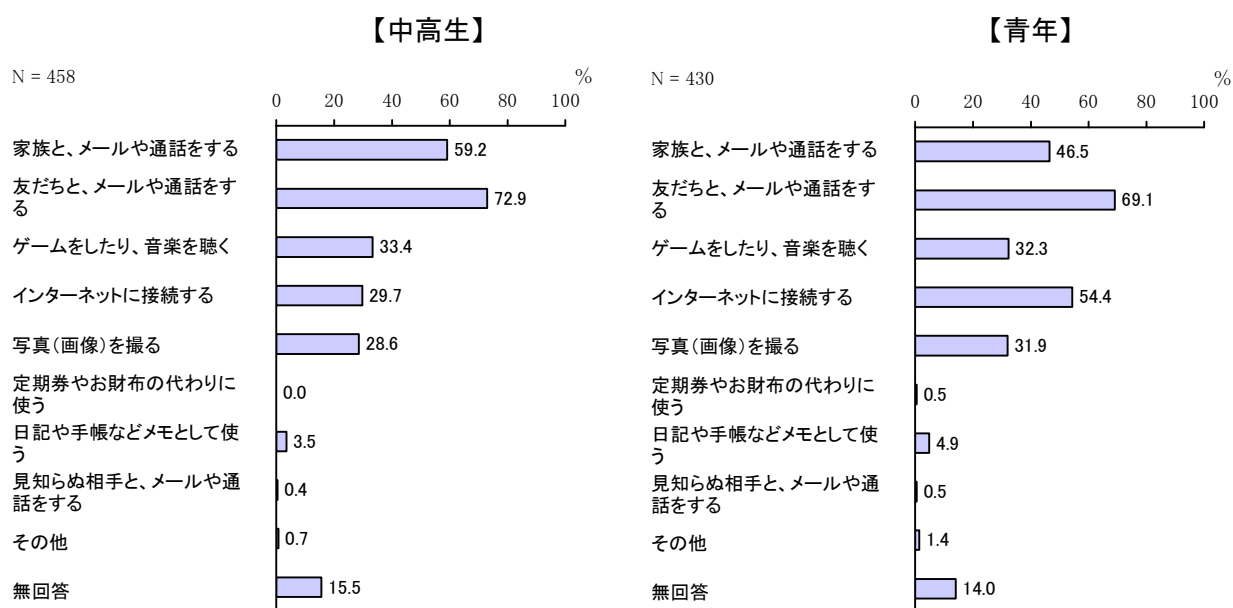
持っている
持っていない
無回答



② 携帯電話やスマートフォンの使用目的

中高生では、「友だちと、メールや通話をする」の割合が72.9%と最も高く、次いで「家族と、メールや通話をする」の割合が59.2%、「ゲームをしたり、音楽を聴く」の割合が33.4%となっています。

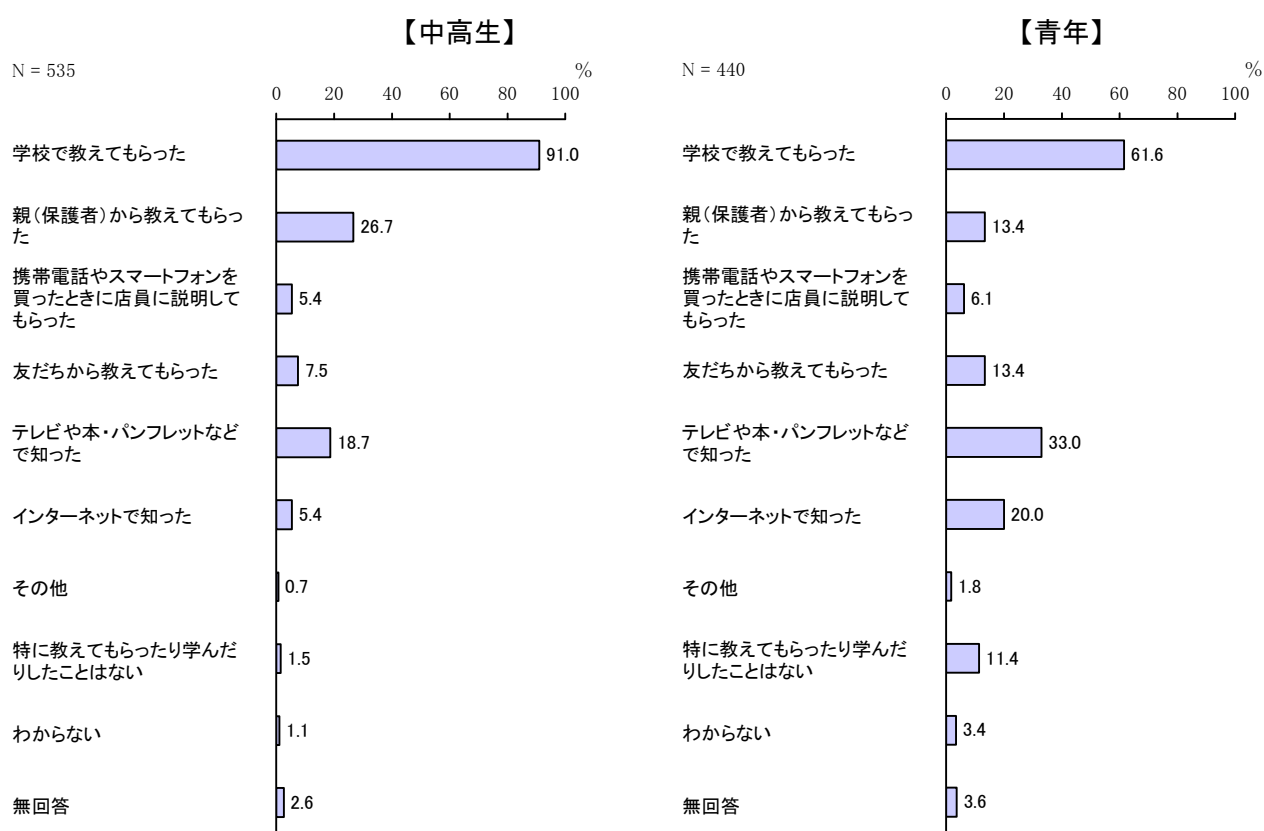
青年では、「友だちと、メールや通話をする」の割合が69.1%と最も高く、次いで「インターネットに接続する」の割合が54.4%、「家族と、メールや通話をする」の割合が46.5%となっています。



③ 有害サイトやネットいじめの問題などインターネットの危険性について、説明を受けたり学んだりしたことがあるか

中高生では、「学校で教えてもらった」の割合が91.0%と最も高く、次いで「親（保護者）から教えてもらった」の割合が26.7%、「テレビや本・パンフレットなどで知った」の割合が18.7%となっています。

青年では、「学校で教えてもらった」の割合が61.6%と最も高く、次いで「テレビや本・パンフレットなどで知った」の割合が33.0%、「インターネットで知った」の割合が20.0%となっています。

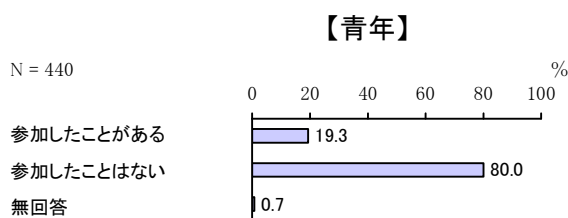
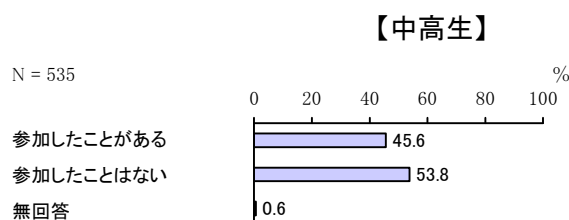


[illegible]

① この1年間の地域活動等の参加状況

中高生では、「参加したことがある」の割合が45.6%、「参加したことはない」の割合が53.8%となっています。

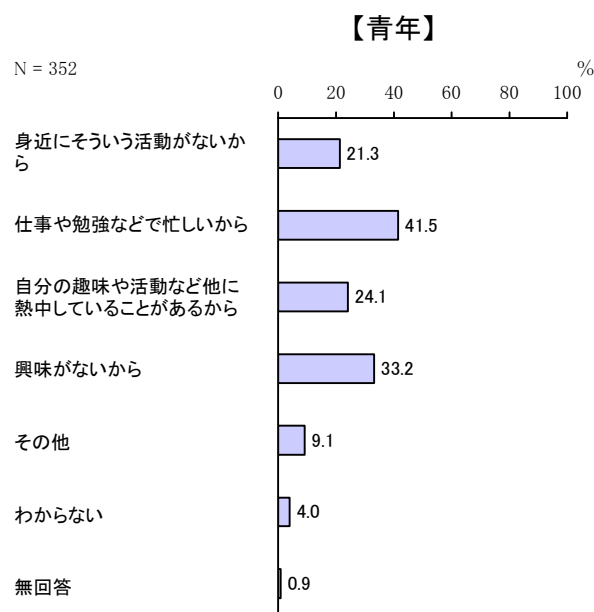
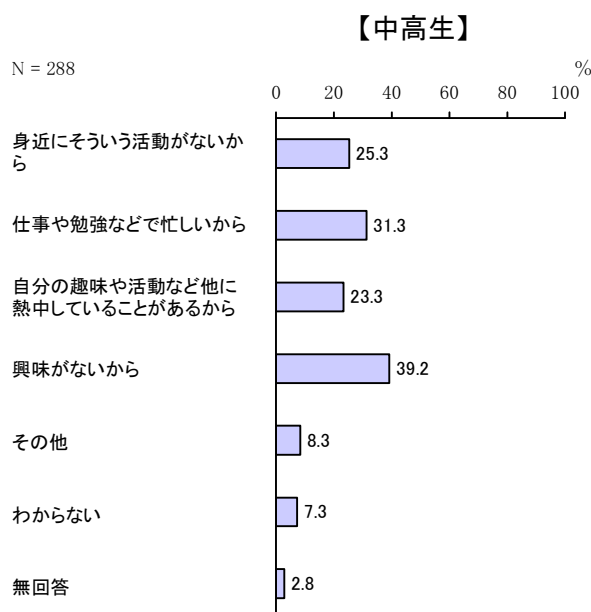
青年では、「参加したことがある」の割合が19.3%、「参加したことはない」の割合が80.0%となっています。



② この1年間の地域活動等に参加していない理由

中高生では、「興味がないから」の割合が39.2%と最も高く、次いで「仕事や勉強などで忙しいから」の割合が31.3%、「身近にそういう活動がないから」の割合が25.3%となっています。

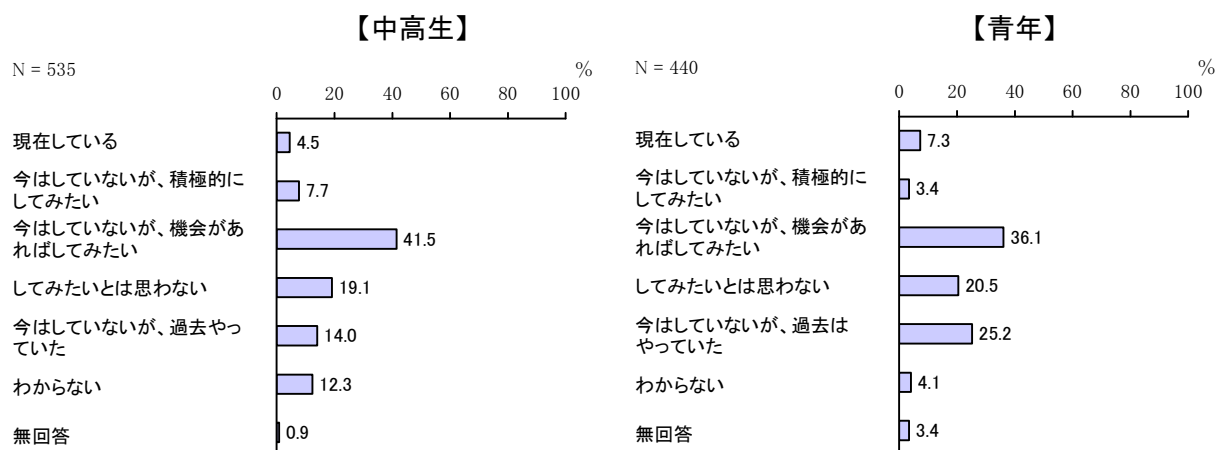
青年では、「仕事や勉強などで忙しいから」の割合が41.5%と最も高く、次いで「興味がないから」の割合が33.2%、「自分の趣味や活動など他に熱中していることがあるから」の割合が24.1%となっています。



③ ボランティア活動の経験

中高生では、「今はしていないが、機会があればしてみたい」の割合が41.5%と最も高く、次いで「してみたいとは思わない」の割合が19.1%、「今はしていないが、過去やっていた」の割合が14.0%となっています。

青年では、「今はしていないが、機会があればしてみたい」の割合が36.1%と最も高く、次いで「今はしていないが、過去はやっていた」の割合が25.2%、「してみたいとは思わない」の割合が20.5%となっています。

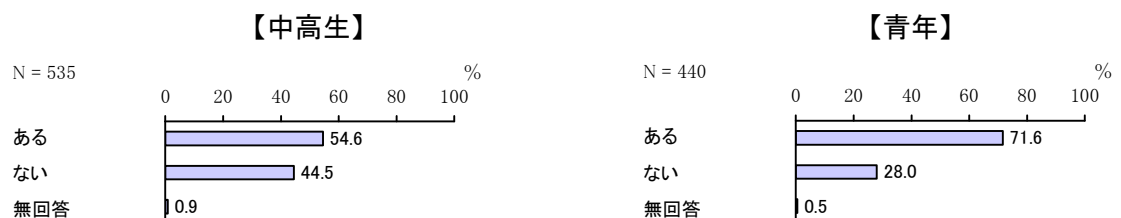


(7) 悩みや相談について

① 悩みや心配ごとの有無

中高生では、「ある」の割合が54.6%、「ない」の割合が44.5%となっています。

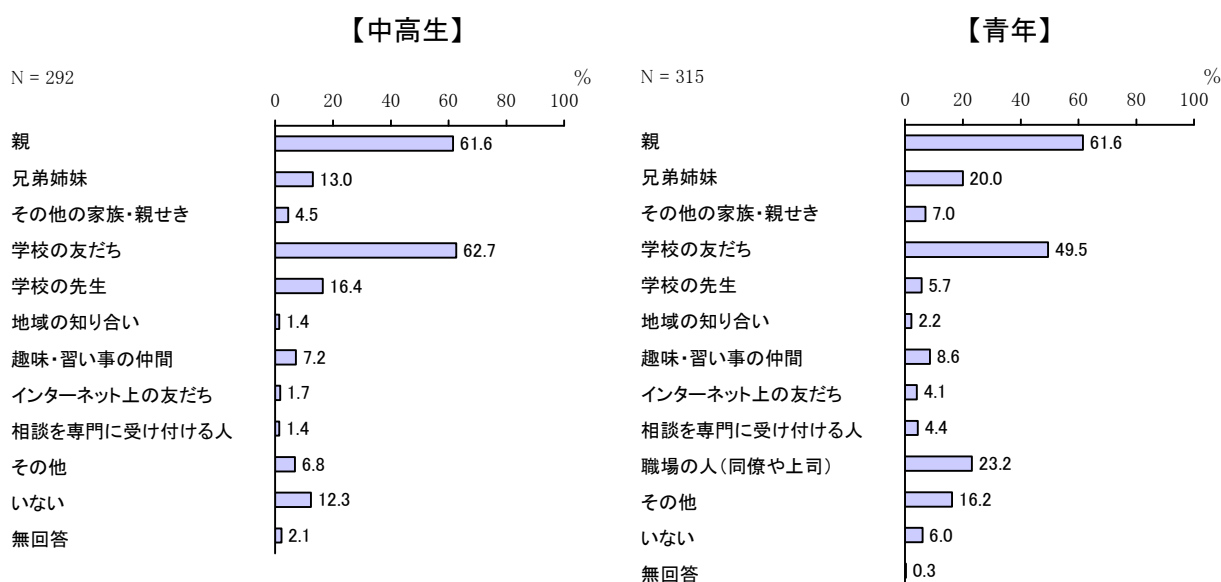
青年では、「ある」の割合が71.6%、「ない」の割合が28.0%となっています。



② 悩みや心配ごとの相談相手

中高生では、「学校の友だち」の割合が62.7%と最も高く、次いで「親」の割合が61.6%、「学校の先生」の割合が16.4%となっています。

青年では、「親」の割合が61.6%と最も高く、次いで「学校の友だち」の割合が49.5%、「職場の人（同僚や上司）」の割合が23.2%となっています。

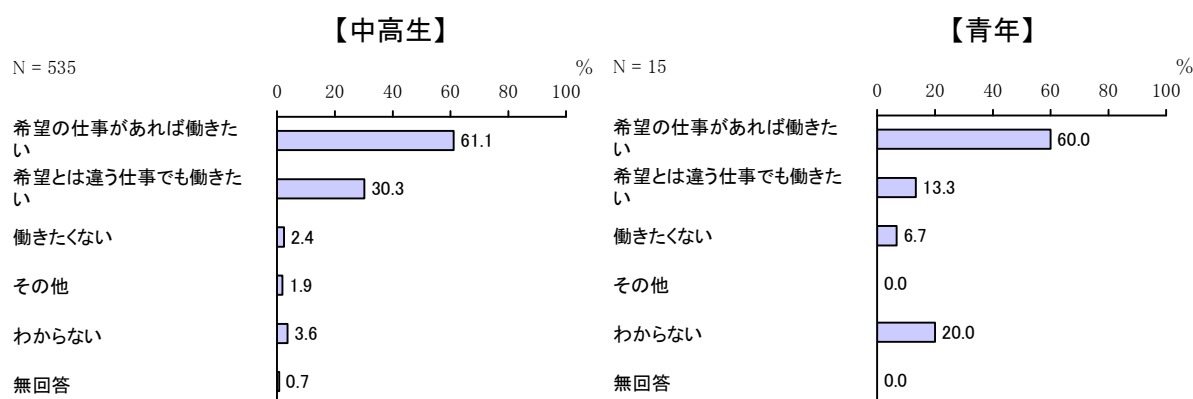


(8) 進路について

① 働くことについてどう思うか

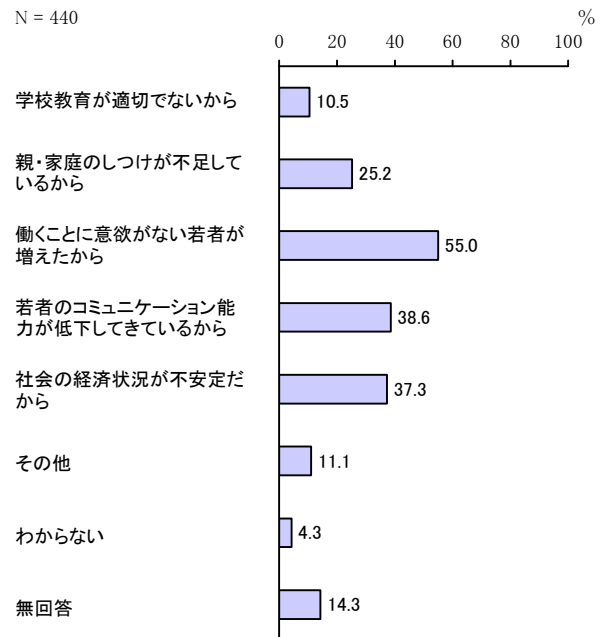
中高生では、「希望の仕事があれば働きたい」の割合が61.1%と最も高く、次いで「希望とは違う仕事でも働きたい」の割合が30.3%となっています。

青年では、「希望の仕事があれば働きたい」の割合が60.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.0%、「希望とは違う仕事でも働きたい」の割合が13.3%となっています。



② ニートが増えている理由（青年）

「働くことに意欲がない若者が増えたから」の割合が55.0%と最も高く、次いで「若者のコミュニケーション能力が低下してきているから」の割合が38.6%、「社会の経済状況が不安定だから」の割合が37.3%となっています。

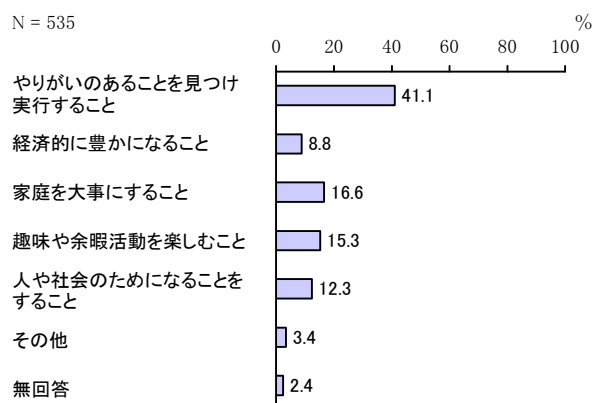


③ 生きていく上で重視すること

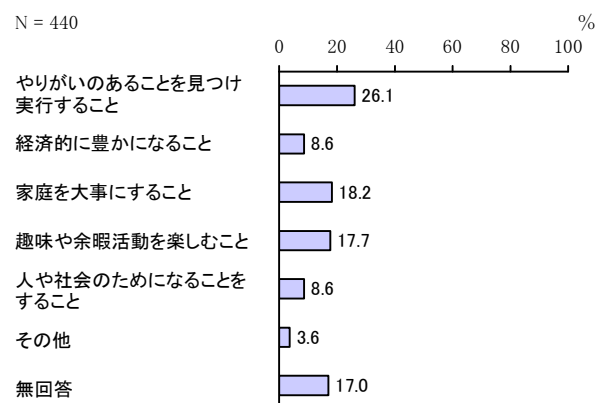
中高生では、「やりがいのあることを見つけ実行すること」の割合が41.1%と最も高く、次いで「家庭を大事にすること」の割合が16.6%、「趣味や余暇活動を楽しむこと」の割合が15.3%となっています。

青年で、「やりがいのあることを見つけ実行すること」の割合が26.1%と最も高く、次いで「家庭を大事にすること」の割合が18.2%、「趣味や余暇活動を楽しむこと」の割合が17.7%となっています。

【中高生】



【青年】



(1) 日常生活と家庭生活について

現在の生活の満足度について中高生調査では、“満足している人”の割合が約9割、今の自分が好きかどうか（自己肯定感）では“好きな人”が約8割と高くなっています。友だち、家族、学校の先生や職場での人間関係に対する満足度を見ると、全体では、学校の先生や職場での人間関係に対し、「満足」と答える人が少なくなっていますが、自己肯定感別に見ると、全ての項目で自己肯定感が高い人ほど、「満足」と回答している人が多くなっており、他者との関係を円滑に構築できていることがわかります。青年調査では、現在の生活の満足度について“満足している人”の割合が約7割、今の自分が“好きな人”は約7割と中高生調査に比べ低くなっています。学校の先生や職場での人間関係に対する満足度では、中高生と同様の傾向がみられるものの、全ての項目で「満足」の割合が低くなっています。

29

(4) 地域活動・体験について

地域活動について、中学生では約6割が「参加したことがある」と回答していますが、高校生では約3割と半減しています。参加したことがない理由としては「興味がないから」が最も高くなっています。ボランティア活動についても「現在している」の割合は低いものの、「今はしていないが、機会があればしてみたい」の割合が最も高くなっています。

青年調査では地域活動について、約2割が「参加したことがある」のに対し、8割が「参加したことはない」と回答しています。参加したことがない理由としては「仕事や勉強などで忙しいから」が最も高くなっています。ボランティア活動についても中高生調査と同様に「現在している」の割合は低いものの、「今はしていないが、機会があればしてみたい」の割合が最も高くなっています。地域活動やボランティアへの参加意欲は決して低くなく、それぞれのライフスタイルからなかなか参加に向けて踏み切れない状況や情報が見てとれ、今後は参加に向けたきっかけが必要になることが考えられます。参加促進に向けた、短時間にできる活動や多様なメニュー開発とその周知啓発が重要であると考えられます。

(5) 悩みや相談について

悩みや相談ごとについて、中高生調査では「ある」の割合が約5割となっております。心配ごとの相談相手については、「親」、「学校の友だち」の割合が約6割と高くなっています。

青年調査では悩みや相談ごとが「ある」の割合が約7割となっています。心配ごとの相談相手については、「親」、「学校の友だち」割合が約5割と高くなっていますが、中高生調査、青年調査ともに相談相手が「いない」人が1割程度います。その人たちの相談を受け止め、悩みを聞く体制の整備が必要です。

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化に伴い、社会生活・学校生活を円滑に営む上での困難や不安は複雑化しています。支援を必要とするようになった経緯や原因に加え、家庭環境などの複合的要因をよく把握した上で、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。このため、自立に向けての取組を促進するため、抱えている困難の状況に応じて、行政だけでなく様々な機関が連携し重層的に支援していくことが必要です。

[illegible]

ニートが増えている理由として、青年では「働くことに意欲がない若者が増えたから」の割合が5割以上と最も高く、次いで「若者のコミュニケーション能力が低下してきているから」、「社会の経済状況が不安定だから」の割合が約4割となっています。

現在、中学校卒業後に進学しない生徒、又は高等学校中退者による、ニートが増えていることは社会的な問題となっています。ニートとなる原因として、就職活動がうまくいかないことや、就労環境に馴染めないことなどが挙げられています。

1 基本理念

人は年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして、自立していくことが理想ですが、ひきこもり状態やニート、不登校の子ども・若者は、これらの状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会から孤立してしまいます。

しかし、次代を担う子ども・若者は大人と共に生きるパートナーであり、将来に希望を持ち、健やかに成長していくことが求められます。子ども・若者の最善の利益を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて社会全体で支えることが必要です。

このような中、本市では、実態調査結果から、夢や目標の実現に向けて努力している子ども・若者が多く、また、生きていく上で重視することとして、「やりがいのあることを見つけ実行すること」の割合が高くなっています。

このように、本市には、夢や目標に向かい、自分らしく、社会の中で自立していこうという子ども・若者が多くいます。

この指針では、子ども・若者が人とのつながりの中で、人との絆を深め、自分なりの夢や目標を持ち、それに向かって自己を高め、希望あふれるようになることを理想像としてとらえ、『子ども・若者が夢に向かって自立しながら成長するまち いせはら』を基本理念とし、次代を担う彼らを支援していきます。

子ども・若者が夢に向かって
自立しながら成長するまち いせはら

2 基本目標と施策の方向

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げ、その基本目標を推進するための施策の方向を明確にしていきます。

基本目標 1 全ての子ども・若者の健やかな成長を支援する

子ども・若者が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性を育み、かつ、社会の一員として、自立心を高めながら、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援します。

■ 施策の方向

- (1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成
- (2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
- (3) 子ども・若者の社会参加の推進

基本目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた青少年の社会的・経済的自立を支援する環境を整えます。

■ 施策の方向

- (4) ニート・ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者や家族への支援
- (5) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校における課題への対応
- (6) 非行・被害防止対策等の推進

基本目標 3 社会全体で支えるための環境を整備する

子ども・若者の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、青少年の福祉を害する犯罪被害などの防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年が心豊かに成長できる環境とコミュニティづくりに取り組みます。

■ 施策の方向

- (7) 子ども・若者相談支援の関係機関の連携強化
- (8) 社会環境健全化へ向けての取組
- (9) 青少年の成長を支えるコミュニティづくり

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

子ども・若者が夢に向かって自立しながら成長するまち
いせはら

1

全ての子ども・若者の健やかな成長を支援する

(1) 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成

(2) 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

(3) 子ども・若者の社会参加の推進

2

困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

(4) ニート・ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者や家族への支援

(5) 不登校・いじめ・暴力行為等、学校における課題への対応

(6) 非行・被害防止対策等の推進

3

社会全体で支えるための環境を整備する

(7) 子ども・若者相談支援の関係機関の連携強化

(8) 社会環境健全化へ向けての取組

(9) 青少年の成長を支えるコミュニティづくり

3つの基本目標の実現に向けて、施策の方向に基づく、今後の施策の展開を定め、本市の役割について指針を推進していきます。

基本目標 1 全ての子ども・若者の健やかな成長を支援する

施策の方向（1） 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成

子ども・若者の中には、「コミュニケーション能力が低い」、「協調性に欠ける」、「自律心に乏しい」といった課題が存在します。背景として、核家族化や少子化、近隣との関係の希薄化などにより、人との接点が非常に少なくなっていることが挙げられます。

これらのことを踏まえ、成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にできる心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関が連携して支援します。

■ 施策の展開

① 生活習慣形成のための家庭教育支援

乳幼児期や学童期に適切な愛情やコミュニケーションを感じて育てられた子どもには、その後に多少の困難があっても乗り越えられる力が高まる傾向にあることが指摘されます。

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎になることも期待されます。

子ども・若者の生活習慣形成のため、公民館での幼児家庭教育学級を通じて、幼児と保護者への教育力の向上を図ります。PTAや地域と連携した家庭教育講演会などを開催することで、家庭教育の向上を支援します。

② コミュニケーション能力や規範意識等の育成

学校教育や青少年育成施設を中心に、コミュニケーション能力や人間関係づくり、社会性や協調性を育みます。

学校教育では、道徳教育を始め「いのち」を大切にする心、他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、青少年育成施設では、自然体験や集団宿泊体験といった体験活動の機会を提供します。

ただし、規範意識の低下も事実であり、今後もその育成に努めます。

③ きめ細やかな教育による学力の向上

小学校低学年における学力の向上を図ることは、日常生活能力を早い時期から身に付けていくために重要です。

学校教育の質の向上を図るため、少人数の学級編成や少人数授業、教科担当制など、指導方法の工夫や複数の教職員が指導する体制づくりなど、学力向上の一助に努めます。また、スクールカウンセラーの配置の促進とともに特別支援学級への介助員の配置、教育相談の実施などにより、きめ細やかな教育の推進を図ります。

④ 食を通じた健康な身体の育成

子どもに対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。近年、偏った栄養摂取といった食生活の乱れや肥満・痩身傾向が見られることから、子どもが食生活に関して基本的な知識や習慣が身に付けられるよう、家庭や学校、地域における取組が重要です。

そのため、第2次食育推進計画に基づいた指導により、朝食習慣の確立や家族団らんの3食の推進など、子ども・若者の健康な身体の形成を支援します。



施策の方向（２） 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験を始めとする実践的で体験的な活動が重要です。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠であると考えます。

子ども・若者が、異世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参画などを通して豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長するとともに、創造性やエネルギーを生かすことができるように支援します。

■ 施策の展開

① 文化財との触れ合い

伊勢原市では多くの文化財があり、幼少のころから、これらの文化財に触れることで、大切にすることが醸成し、そして、伊勢原市の良さを受け継ぐこととなることから、伊勢原市の文化に触れる機会を多くつくり、伊勢原市が“好き”な子どもや若者を育て、豊かな人間性を育てていくことが重要です。

大山阿夫利神社、日向薬師、三之宮比々多神社を代表とする文化財との触れ合いを目的に、市職員の学校への派遣授業や史跡めぐりなどを実施することで、先人たちの暮らしや知恵を学び、伊勢原市が誇る伝統・文化の興味・関心を広げる教育を推進します。

② 農業体験による食の学習

食卓と生産現場が遠くなってしまった現代の子どもたちに、農業を体感できる機会をなるべく多く提供していくことは、学ぶ意欲・自律心・思いやりの心・規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動となります。

そこで、小学校での米づくりや野菜栽培など農業の体験を通じて、「食のありがたさ」について考える心を育成します。

③ 自然を体験する学習

自然豊かな伊勢原市では、「やま」、「おか」、「さと」で自然とふれあい、仲間と遊ぶことができ、これらを通じて豊かな人間性を育成し、自然の大切さを学ぶことができます。このようなことから、自然に触れ合うことができる事業の充実を図る必要があります。

自然体験活動を通じて様々な体験を仲間とともに積み重ねることは、互いに認め合うことの大切さや主体的に生きる喜びを気付かせてくれます。子ども・若者の自然体験活動への主体的参加を支援します。

④ 子どもが創意工夫して遊ぶ機会づくり(児童館等)

従来、子どもたちは身近な地域の中で、豊かな自然や地域の人々との触れ合いを通して、創造する、工夫する、困難を克服するといった機会を得ていました。また、子どもたちは、屋外で遊ぶ際に自ら遊びを考案したり、遊びのルールを友だち同士で取り決めたりする経験を重ねる中で、周囲と協調することや規範意識を育むことの重要性を直接学んでいました。しかし、子どもたちの直接体験が不足することで、このような創意工夫や協調性を育む機会が減少していることが懸念されています。

これらのことは、これまでもたびたび指摘されてきたことでありますが、子どもの直接体験の減少は、体験活動の場や機会が減少したとの指摘もあり、全国の各学校や地域が、それぞれの実情に応じた体験活動の充実を図っていく必要があります。

児童館や公民館などにおいて、職員や地域住民の参画により、子どもが創意工夫しながら遊ぶことができる場所や機会の提供、情報発信などに取り組んでいきます。

⑤ 科学・芸術の体験学習の支援(子ども科学館、公民館まつり)

子ども科学館では、科学に関する知識の普及と啓発を図り、創造性豊かな青少年の育成に寄与するための施設として、工作実験、天文学習など子どもたちの科学に対する興味・関心を高め、「科学する心」の醸成に努めていきます。

また、学校や公民館などにおいて、伝統芸能の鑑賞機会の提供、演劇・舞踊の講習会・発表会の実施による創造活動支援などを推進します。

⑥ 文化芸術・スポーツ活動に親しむ機会の創出

文化活動を通じて、子ども・若者の想像力を培い、新たな文化の創造や伝統文化を継承する役割を担うことが必要です。

スポーツ活動は、子ども・若者にとって、達成体験により自己肯定感を高め、忍耐力、フェアプレイ精神を育む上で重要な役割を果たします。

そのため、子どものころから文化活動やスポーツを通じて、多様な交流や自己実現を図ることができる環境づくりをするとともに、子ども・若者の主体的参加を支援します。

優れた文化芸術の体験や創造、スポーツなどを楽しむことを通じて、心の豊かさや生きがいを実感できる取組を推進します。

⑦ 子ども・若者の居場所づくり（放課後子ども教室、児童コミュニティクラブ）

学童期の子どもに対しては、「放課後子ども教室」などが行われていますが、それ以降の若者を対象とした居場所がなかなか広がっていません。中学生や高校生を含めた子ども・若者が、放課後や休暇などを安全に楽しく過ごせるような居場所づくりや、中学生・高校生が参加できるNPO法人や青少年団体の活動を一層促進することが求められます。

「放課後子ども教室」や「児童コミュニティクラブ」の一体的な運営を目指し、NPO法人等による取組を支援するなど、子ども・若者が安心して様々な人と交流できる居場所づくりを推進します。

施策の方向（３） 子ども・若者の社会参加の推進

子ども・若者の社会性を育むためには、地域における様々な人々との交流が必要です。このため、子ども・若者が地域の人々と交流することができる奉仕活動などへの主体的な参加を支援していきます。社会貢献活動に子ども・若者が参加することは、自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会となります。

■ 施策の展開

① ボランティア活動を通じての地域社会参加への支援（異世代交流、国際理解含む）

ボランティア活動などの社会参加が、周りの人との良好な人間関係の形成につながっていきます。子ども・若者の地域活動やボランティアへの参加意欲は決して低くなく、参加する意向がありますが、それぞれのライフスタイルからなかなか参加に向けて踏み切れない状況がうかがえるため、今後は参加に向けたきっかけづくりが必要です。

子ども・若者が、国際社会の一員であることを認識し、自国の文化を尊重するとともに、異なる文化に対する理解を深めることができるよう、種々の多文化共生・国際交流事業への参加を支援します。

ジュニアリーダーや学校でのボランティア活動などにより、夏祭りや子ども会イベントなど地域社会の活動に積極的な参加促進を図ります。

② 子ども・若者の運営による行事等への支援

子どもたちが、自らの力で、行事などを運営し、最後まで成し遂げることは、将来の自分の生きる力にもなり、また、その経験が今後の日常生活にも大きく役に立つことが考えられます。

そのため、成人式や子ども・若者育成支援強調月間のイベントなど、若者が主体となって運営する行事の開催を通じて、社会参画の機会づくりを推進します。

③ 子ども・若者の社会参画の促進

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育を推進することも必要です。

次代を担う子ども・若者の社会参加への積極性を養う事業の推進を図ります。

④ 青少年リーダーの育成（ジュニアリーダー等）

今後の本市をより良いまちにしていくためには、地域における多様な担い手となる子ども・若者を育成していくことが必要です。

青少年指導員、子ども会育成会など、青少年育成団体と連携するとともに、ジュニアリーダーの養成を始めとした子ども・若者の育成に努めます。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

基本目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

施策の方向（４） ニート・ひきこもり等の困難を抱える子ども・若者や家族への支援

子ども・若者が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業などとも連携・協力し、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介などの支援を行います。

また、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPO法人など、民間団体との連携・協力を推進して支援します。

■ 施策の展開

① 就労能力・意欲の育成

現在の若者が直面する困難として、完全失業率や非正規雇用率の高さ、若年無業者（ニート等）の存在など「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないことが挙げられます。また、職業意識・職業観が未熟なこと、意識・目的意識が希薄なまま進学する者の増加など、若者の「社会的・職業的自立」に向けた課題が見られます。学校教育においては、キャリア教育・職業教育を充実していくことが重要となるため、中学校で行う職場体験などを通じて、働くことの意義や意欲を養うことを推進します。

② 若者の就労支援の強化

社会生活を営む上で困難を有する若者の職業的自立を支援するためには、基本的な能力の養成にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要です。

社会人・職業人として自立していけるよう、学年、年齢に合わせた適切な就労観・職業観や職業に関する知識・技能の習得など、継続的な支援を行っていくことが重要です。

そこで、困難を有する若者やその家族に対して専門的な相談、各種プログラム、職業体験、ネットワークを活用した提案など多様な支援を行う、神奈川県中央地域若者サポートステーションとの連携を推進し、働くことに困難を抱える若者の就労を支援します。

③ ひきこもりからの自立への対応支援

ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関はもとより、子どもや若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行うことが必要とされています。

このうち、ひきこもりは、精神医療的な枠組みだけでは解決が困難です。教育・福祉・労働・医療が連携し、医師・心理士・ソーシャルワーカーなどの専門職が協力することにより、解決への道が開けるという認識を持つことが重要です。

そのため、本市では、神奈川県央地域若者サポートステーションなどとの連携を推進し、保護者向けの相談会実施など、就労の支援やひきこもりに悩む家族を支援します。

④ 相談体制の強化

子ども・若者が悩みを一人で抱え込まず、気軽に相談できる体制を整えていくことは、子ども・若者の成長や日常生活に大きく影響があることが考えられます。

子ども・若者に関する相談窓口として青少年相談室での対応（電話、面談、メール）を継続するとともに、地域において支援する関係機関（心理相談、福祉、教育、雇用など）との連携を引き続き推進します。

子ども・若者育成支援推進法の基本理念に基づき、子ども・若者支援連携会議の設置に努め、関係課や関係機関が連携して支援する体制づくりを目指します。

⑤ 発達障害などのある子ども・若者とその家族の支援

発達に不安のある子どもやその家族に対し、早期の段階において専門的な相談や支援を行う必要があります。また、就学前の乳幼児期から学校教育・就労に至るまで一貫した支援が受けられるよう、各機関での支援体制を考える必要があります。

発達上の特性から生じる不適応を予防するための療育・教育・福祉等の関係機関と連携を図ります。その上で、家庭・学校等での適切な対応や早期発見、自立と社会参加に向けた相談・支援体制を充実させ、障害特性に応じた適切な対応等により、発達障害などのある子ども・若者とその家族を支援します。

⑥ 貧困問題への対応

経済的理由によって高等学校を中退せずにすむような支援が必要です。

奨学金制度、学費減免制度等、経済的に困窮した家庭環境にある青少年への教育支援・生活支援を行うとともに、生活保護世帯の子どもと親の支援や支援プログラムの策定等により、子どもの貧困問題への対応を行います。



施策の方向（５） 不登校・いじめ・暴力行為等、学校における課題への対応

小学校の段階で一定の困難を抱える子どもが、中学校に進学したことを契機に不登校に陥る（中１ギャップ）と考えられ、小学校・中学校との連携が非常に重要です。また、校内委員会が学校外の関係機関・団体とも機能的に連携することも求められます。

これらを踏まえ、家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、暴力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。

また、スクールカウンセラーなどを活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取組を支援します。

■ 施策の展開

① 学校・家庭・地域の連携強化への支援

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものですが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る可能性があります。いじめ防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全ての子どもがいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを目的として行われなければなりません。

学校・家庭・地域の代表で構成させる連絡会を開催するなど、諸課題に対する検討・協議及び情報共有を図ります。

② 不登校の子ども・若者への支援

不登校など、児童生徒の様々な問題解決が図られるよう、学校における相談体制や指導の体制が必要です。

各学校にスクールカウンセラーなどを配置することで、不登校などの早期発見、早期対応に努めるとともに、本市の適応指導教室では、不登校の子どもが在籍する学校と連絡を取りながら、子どもの実情に応じた学習指導を行います。

③ いじめ等への「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」の対応

いじめ防止対策推進法は、予防的な視点が重視された法律であり、いじめの防止・解消につながることを期待されます。

同法を受け、本市では「伊勢原市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、各小中学校では、学校ごとの基本方針、マニュアル及び年間指導計画を作成しています。

本市では、対策の基本として、未然防止、早期発見、早期解決を掲げています。このうち、未然防止が重要で、教職員への研修のほか、保護者にも理解・協力で学んでもらうことが必要です。

いじめは、非常に複雑で様々な要素が関わっていることを専門的に把握した上で取組を行う必要があります。

従来は、加害者への適切な対応に欠けていた感もあります。いじめる側が抱える困難を解消するためには、福祉的な対応なども重要です。

市全体で児童生徒の健全な育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

施策の方向（６） 非行・被害防止対策等の推進

情報化の進行、薬物や性に関わる犯罪の多発など、子ども・若者を取り巻く社会環境が変化する中で、子ども・若者が自ら判断し、こうした社会の変化に適切に対応し、健全に成長する力を育成します。

■ 施策の展開

① 未成年者の喫煙・飲酒の防止教育と啓発の徹底

家庭、学校、地域との連携を図り、心身に悪影響を及ぼす喫煙、飲酒について、未成年者への教育や関係業界との協働による啓発を推進します。

② 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

薬物乱用は、子ども・若者にとって極めて有害なものであり、子ども・若者の育成支援に携わる者は、薬物乱用の実態や対策について、研修などにより一層学ぶ必要があります。

薬物乱用防止教室、専門家による講演、DVDを活用した啓発など、青少年に対する教育と啓発活動を徹底することにより、薬物乱用の未然防止に取り組めます。

③ 情報モラル教育等の推進

子ども・若者に、情報通信機器の正しい使い方を着実に身に付けさせるとともに、一人ひとりが情報を取捨選択し、判断し、相手のことを考えて発信する能力、情報を扱う上でのモラルや責任感などを養う情報教育が必要です。

情報モラル教育、メディアリテラシー教育及びＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業を推進し、情報化社会における情報モラルの重要性を理解し、情報を読み解き活用する力、メディアを適切に活用する力を育成していきます。

④ 非行防止教室などによる青少年の規範意識の醸成

非行防止教室の開催など青少年の規範意識を醸成する取組を推進します。

⑤ 街頭指導活動の充実による非行の早期発見・防止

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合っていて発生しています。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携の下に、一体的な非行防止と立ち直り支援を推進していく必要があります。

地域における街頭指導（非行防止パトロール）などにより、子ども・若者が非行や犯罪に陥ることのないよう支援を行っていきます。

⑥ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与えるため、発生予防から早期発見・早期対応、さらには、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目ない総合的な支援体制を整備し、充実していくことが必要です。

そのため、子ども家庭相談における相談事業の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会などとの連携を図り、児童虐待防止に努めていきます。

⑦ 自殺対策

地域における心の健康づくりや相談体制の充実を図るとともに、学校教育において、命の尊さと掛け替えのない人生を実感する教育の実践を図ります。

市や学校などとの連携を通じて、青少年を対象とした自殺に関する対策の検討・推進を行います。

また、遺族、友人などに対する支援の充実、青少年に対し、命の大切さに関する普及啓発、「いのち」を大切にする心を育む教育の推進、スクールカウンセラー、教職員への研修・啓発などの取組を推進します。

⑧ その他被害防止教育の推進（性教育含む）

防犯教室、学校における消費者教育や金銭・金融教育、労働者の権利についての啓発や出前講座、交際相手からの暴力の予防啓発、性教育の充実等、青少年が自らの危険を予測し回避する能力を身に付けるための被害防止教育を推進します。

⑨ 地域連携による非行防止対策の充実

学校、児童相談所、警察、PTAや地元自治会など、関係機関・団体・地域が連携した健全育成のための取組を推進します。

基本目標 3 社会全体で支えるための環境を整備する

施策の方向（７） 子ども・若者相談支援の関係機関の連携強化

各相談・支援機関及びNPOなどの民間団体の連携を促進し、支援を必要とする子ども・若者や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるように、子ども・若者育成支援推進法に基づく総合的な相談・支援体制の整備及び連携を強化していきます。

■ 施策の展開

① 継続的な支援体制の強化（中学校卒業後の支援）

中学校卒業後に進学しない生徒又は高等学校中退者は、ニートとなる可能性も考えられます。

内閣府の「ひきこもりに関する実態調査」では、「職場になじめなかった」「就職活動がうまくいかなかった」など就労に関わる問題により、社会にうまく適応できなかった若者がひきこもる姿が浮かび上がっています。

中学生・高校生は、今後の進路や就職について、悩んだり、心配したりしていることから、卒業後への支援を充実していくことが望まれています。

小・中・高・特別支援学校などと異校種間連携を図ります。

② 相談支援体制のネットワークづくり

ニート、ひきこもり、不登校などの解決のためには、生活・就労・教育など、多方面で総合的な支援を必要としています。その支援策として、関係機関、民間支援団体との連携を構築するとともに、本人や家族を支援するために、相談支援機能の充実強化、人材養成など、実効性のある支援を行います。

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化に伴い、相談や悩みごとの内容も多様化しているため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。このため、自立に向けての取組を促進するため、抱えている困難の状況に応じて、行政だけでなく様々な機関が連携して、相談や悩みごとを聞くことができる重層的な整備や支援をしていくことが必要です。

子ども・若者支援連携会議の設置など、関係機関との情報交換や連携を図ります。

③ 青少年相談活動の連携（青少年相談・教育相談・子ども家庭相談の連携）

ひきこもりや不登校の子ども・若者の多くは、家庭や学校生活などで様々な悩みや不安を抱えています。そこで、相談を必要とする子ども・若者やその家族が相談しやすい体制をつくり、青少年センター内での青少年相談室・教育センター・子ども家庭相談室との連携により、電話や面談などでの相談を行います。

子ども・若者育成支援推進法の基本理念に基づき、相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を確保するよう努めます。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

施策の方向（８） 社会環境健全化へ向けての取組

情報化の進展によるインターネットの普及、情報通信ツールのパーソナル化等に伴い、子ども・若者の有害情報へのアクセス、有害サイトを介した犯罪被害といった弊害が生じています。こうした問題に対応するため、情報モラル教育などの有害情報対策を推進していきます。

■ 施策の展開

① 有害環境の健全化の推進

学校、地域、市民団体、関係機関が連携し、社会環境の浄化に努めます。

非行防止及び健全育成に係る機関、団体とも連携し、「青少年の非行・被害防止強調月間」に併せての街頭啓発キャンペーンや、県主催の社会環境実態調査（カラオケボックス、有害図書区分陳列等）への協力を行います。

また、屋外広告の日に併せての違法屋外広告物撤去活動も行います。

② インターネット上の有害情報対策の推進

携帯ゲーム機やスマートフォンなどがインターネット接続に対応するため、有害情報の閲覧防止に向けた保護者・青少年への啓発活動等を推進します。

③ モバイル端末（携帯電話、スマートフォン等）等をめぐる問題への対応（啓発活動）

伊勢原市子ども・若者実態調査では、自分専用のモバイル端末の所持率は、中高生で85.6%、青年（19歳～25歳）で97.7%との結果であり、今日の子ども・若者にとってモバイル端末は欠かせないようです。

中学校・高等学校での情報モラル教育とともに、市内の中高生へのチラシ配布などを通じて、啓発に努めます。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

施策の方向（９） 青少年の成長を支えるコミュニティづくり

大人自身の規範意識の向上や青少年育成・支援への責任の自覚を促すとともに、家庭、学校、地域、ＮＰＯ法人などの関係団体、関係機関が様々な地域活動への参加などを通じて連携し、青少年の成長を支える豊かな地域コミュニティづくりを推進します。

■ 施策の展開

① 大人自身の規範意識の向上と青少年理解の促進

青少年の健全育成を進めるなど、規範意識の向上、青少年の育成・支援に対する責任の自覚など、大人自身の意識改革に向けた啓発活動を推進します。

② 青少年を支える大人たちの地域活動の促進

青少年の健全育成に顕著な業績がある人の表彰、図書館・公民館等の協力による子どもの読書活動を家庭・地域等に応げる活動など、青少年を支えるための様々な地域活動を促進します。

③ 児童生徒等の安全確保と犯罪の被害のない安全・安心なまちづくり

学校などの関係機関や青少年育成に係る各種団体が連携して行う各種防犯活動の促進や情報発信など、青少年の安全確保と犯罪の被害に遭いにくい安全・安心なまちづくりのための取組を推進します。

④ 家庭・学校・地域の相互連携及び民間事業者・ＮＰＯ法人・関係機関による協働の推進

子ども・若者が大人になるには、社会参加への機会の確保が重要です。

そこで、子ども・若者が地域活動等に積極的に関われる環境づくりが必要となります。具体的には、ＮＰＯ法人や地域活動を行っている団体と協働して積極的な地域参加を促進します。

学校の教育活動について家庭や地域の方々の理解と支援を得られるような開かれた学校づくりの取組を充実させ、ＮＰＯ法人や総合型地域スポーツクラブ等との連携を推進します。また、民間事業者・ＮＰＯ法人・関係機関による協働を推進します。

⑤ 青少年育成団体、青少年指導員などの活動の支援

青少年育成団体、青少年指導員、民生委員児童委員、保護司など、青少年の健全育成に携わる関係者の連携を促進するため、情報提供や相互理解の促進など、活動環境の整備に取り組みます。

平成25・26年度伊勢原市青少年育成審議会の経過

会議等の名称	開催場所	開催日	主な内容
青少年育成審議会 (委嘱式、第1回審議)	青少年センター 工芸室	平成25年7月30日 午後7時～	①委員の委嘱 ②正副会長選出 ③青少年審議会について説明 ④伊勢原市子ども部事業の概要について報告 ⑤諮問事項「子ども・若者計画の策定」提示
青少年育成審議会 (第2回審議)	青少年センター 工芸室	平成25年11月21日 午後7時～	①(仮称)伊勢原市子ども・若者計画の策定について 子ども・若者計画の位置付けについての説明 他市の子ども・若者計画についての報告 子ども・若者の現状についての報告 アンケートに向けた意見交換
青少年育成審議会 (第3回審議)	青少年センター 工芸室	平成26年2月6日 午後7時～	①(仮称)伊勢原市子ども・若者計画の策定について 子ども・若者実態調査についての協議 ・概要について(実施要領) ・調査票について 関係する伊勢原市の計画についての報告 ・教育振興基本計画後期基本計画 ・次世代育成支援対策行動計画 (いせはらっ子応援プラン)
青少年育成審議会 (第4回審議)	青少年センター 工芸室	平成26年5月26日 午後7時～	①委員の委嘱 ②(仮称)伊勢原市子ども・若者計画の策定について 子ども・若者実態調査についての協議 ・調査結果について ・意見交換 ③平成26年度の予定について報告
青少年育成審議会 (第5回審議)	青少年センター 集会室	平成26年6月30日 午後7時～	①(仮称)伊勢原市子ども・若者計画の策定について 子ども・若者実態調査から見える課題についての協議
青少年育成審議会 (第6回審議)	青少年センター 工芸室	平成26年7月29日 午後7時～	①(仮称)伊勢原市子ども・若者計画の策定について ・今後の進め方についての協議 (指針としての作成で調整) ・理念・体系案についての協議

青少年育成審議会 (第7回審議)	青少年センター 工芸室	平成26年10月8日 午後7時～	①(仮称)伊勢原市子ども・若者育成指針の策定について ・素案についての協議 ・指針の名称についての協議
青少年育成審議会 (第8回審議)	青少年センター 工芸室	平成26年10月30日 午後7時～	①(仮称)伊勢原市子ども・若者育成支援指針の策定について ・素案確定についての協議
青少年育成審議会 (第9回審議)	青少年センター 工芸室	平成27年1月28日 午後6時30分～	①伊勢原市子ども・若者育成支援指針の答申について ・答申案の確定



平成25・26年度伊勢原市青少年育成審議会委員名簿

(任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日)

会長	白鳥 稔
副会長	宮森 孝史
委員	高橋 盛治
//	山元 朋美
//	若松 操
//	清水 忠男
//	錦織 勝
//	佐藤 恵子 (～平成26年5月25日)
//	平田 順子 (平成26年5月26日～)
//	石川 明子
//	延原 昌樹
//	嶋本 信之 (～平成26年5月25日)
//	佐々木 悟 (平成26年5月26日～)
//	犬飼 健作 (～平成26年5月25日)
//	櫻井 綾子 (平成26年5月26日～)
//	深川 伸一
//	竹林 耕司
//	細野 幸太
//	菅野 和美



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

伊勢原市子ども・若者育成支援指針

平成27年4月 発行

発行者 伊勢原市（子ども部青少年課）
神奈川県伊勢原市田中316-1
電話 0463-94-7171